

平成20年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第3号）

平成20年3月5日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（24名）

1番	伊藤保	2番	島田和雄
3番	平野忠作	4番	伊藤房代
5番	林七巳	6番	向後悦世
7番	景山岩三郎	8番	滑川公英
9番	嶋田哲純	10番	柴田徹也
11番	木内欽市	12番	佐久間茂樹
13番	日下昭治	14番	平野浩
15番	林俊介	16番	明智忠直
17番	林一雄	18番	高木武雄
19番	嶋田茂樹	20番	向後和夫
21番	高橋利彦	22番	林正一郎
24番	神子功	26番	林一哉

欠席議員（1名）

25番 伊藤鐵

説明のため出席した者

市長 伊藤忠良 副市長 鈴木正美

教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者	吉 田 象 二
病院事務部長	伊 藤 敬 典	總 務 課 長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	平 野 哲 也	税 務 課 長	野 口 德 和
市 民 課 長	木 内 國 利	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齡 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	中 野 博 之	会 計 管 理 者	木 内 孫兵衛
消 防 長	佐 藤 眞 一	水 道 課 長	堀 川 茂 博
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫	学 校 教 育 課 長	及 川 博
生涯学習課長	花 香 寛 源	監 査 委 員 長	林 久 男
農業委員会 事務局長	小 田 雄 治	事 務 局 宿 舎 人 員 配 置 課 長	野 口 國 男
病院經理課長	鈴 木 清 武	病 院 再 整 備 室 長	鎚 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 9時59分

議長（明智忠直） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（明智忠直） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

島田和雄

議長（明智忠直） 通告順により、島田和雄議員、ご登壇願います。

（2番 島田和雄 登壇）

2番（島田和雄） 皆さん、おはようございます。

議席番号2番、島田和雄です。4項目の一般質問を行います。

平成19年度の旭市タウンミーティングが、市の抱える課題について7つのテーマに分けて市民の声を聞くという形式で開催されました。その中の一つで、昨年11月2日に総合体育館サブアリーナにおいて、「中高年の健康づくりと介護予防について」というテーマで話し合いが行われました。配布された資料には「旭市の現状と今後の対応について」ということで、1番目に年齢別人口割合、2番目に死亡原因、3番目に平均寿命、4番目に要介護者の認定数、5番目に特定高齢者の状況、6番目に健康寿命を延ばすための方策等が載っていました。これらの資料の中から幾つかの質問をさせていただくわけですが、図らずも3月1日に新聞折り込みされました市の広報には、これから質問をします介護事業についてのアンケート調査の結果と特定健診の説明が掲載されておりました。旭市がこれらの事業について重要なことと考えられて広報に載せられたんだなと認識をしているところです。

また、同じ日に、旭中央病院において県のタウンミーティングに堂本知事がおいでになって、「健康づくり、医療、福祉の連動を目指して」といったテーマで開催され、健康増進、

医療問題、福祉問題についての研究発表や話し合いが行われました。主な内容は、健康づくり、医療、福祉の3分野が縦割り行政の垣根を取っ払い、連動することによって地域の複雑なニーズに応えられるといったものでした。私もそのとおりだなと感じた次第です。そういう方向を市としても今後取り入れることを検討していただきたいと思います。

それでは、まず1項目めの介護予防について。

(1) 特定高齢者把握事業について質問します。

平成18年4月から国の介護保険制度が改正され、予防事業を重視したシステムに転換がされました。旭市においても介護予防を目的とした特定高齢者把握事業がスタートしました。今、人口が最も多い団塊の世代の方々が60歳前後の年齢になられ、これから数年後には介護予防対象者の年齢になってきます。市としてもそれに対応した介護予防事業を計画、実施をし、より多くの方々が自立した生活の中で過ごせるように、要介護になる人を減らさなければなりません。

そこでまず伺いますが、市が実施した特定高齢者把握事業の対象と考えられる方は旭市に何名いるか、その中で何人の方が診査を受けられたか伺います。

そして、どういう方法で特定高齢者の把握をし、何名の方が特定高齢者に決定されたか伺います。

(2) 介護予防事業についてであります。把握された特定高齢者の方に介護予防事業としてどういうことをされているのか、事業名、参加人数、参加の方法をお尋ねします。

2項目めは、旭市の平均寿命と医療費についてであります。

昨年12月の市広報の健康メモに次のような記事が載りました。「旭市は平均寿命が短く、県平均よりも男女ともに1から2歳くらい低いことが大きな課題です。国・県よりも若い年齢で亡くなる方が多いのです」という文章でありました。私はこの記事を見て首をかしげました。旭市は気候も温暖で、空気も都会と比べればきれいだ、食べ物にも恵まれている、病気になるれば医者にかかれなわけではない。旭中央病院をはじめ医療施設は昔から整っている。何でこんなに平均寿命が短いのだろうという疑問です。多くの市民の皆さんも同じように考えられたのではないのでしょうか。

数字を細かく見ますと、平成12年の合併前のちょっと古い資料ですが、公表されている最新のものであります。それによりますと、国全体の平均寿命は男性が77.7歳、女性が84.6歳に対し、旧旭市は男性76.6歳、女性83.4歳、旧海上町は男性75.9歳、女性82.7歳、旧飯岡町は男性75.1歳、女性83.1歳、旧干潟町は男性75.7歳、女性83.4歳となっています。1市3町は国全

体の中でかなり低いレベルで、最も低い飯岡町の男性は、合併前ですので3,000以上の市町村があったと思いますが、下から17番目、同じく海上町の女性は下から20番目という最下位グループのレベルにあります。これはどういうことでしょうか、よく考えても要因は考えつきません。その原因はどういうことが考えられるのか。市がこの問題を過去に検討されたことがあるのか、そしてその対策は既に講じられているのかお伺いします。

一方、旭市の医療費は非常に安い。平成17年の国保の1人当たりの医療費ですが、旭市は24万5,426円で富里市に次いで県下で2番目に安い。一番高額な長南町は38万円くらいかかっていますので、旭市の医療費の安さが分かります。医療費が安いということは素晴らしいことですが、その要因としてはどういうことが考えられるのでしょうか。

3番目に、がん検診事業について質問をします。

昨年11月29日の朝のNHKテレビで、平均寿命の長い長野県の関係者が「健康診断の受診率が高いほど寿命が長い」と言っておりました。健康診断は大事だなと感じ、旭市の実施しているがん検診と、これから行われる特定健診について質問をします。

まず、がん検診についてであります。現在、男性は2人に1人、女性は3人に1人が生涯のうちにがんにかかると言われていています。ここにお座りの皆さんもいずれはがんになると覚悟だけはしておいたほうがよいのではないのでしょうか。平成18年6月にがん対策基本法が国会で成立しました。この法律によりますと、今後10年でがん死亡率を20%減らすという目標を立てています。それを達成するために、今後5年以内にごがん検診の受診率を50%にするという目標を掲げました。

また、法律の中で関係機関の責務として、国、自治体、医療保険者、医療従事者、国民に対してそれぞれ次のように求めています。自治体に対しては、地域特性に応じた施策を定めて実施をするとなっていますが、市がどのような施策を実施されているのか伺います。

また、我々国民に対しては、予防に注意を払い、がん検診を受けるように努めるとなっており、予防・早期発見の大切さを言っております。私たちは、喫煙を控えるなどの予防対策を実践しながらがん検診を継続して受けることによって、仮にがんになったとしても早期発見・早期治療によって身体的・精神的・経済的な負担を最小限に抑えることができるわけです。体調が悪くなってから医者へ行ったのでは進行がんの可能性が高く、つらい治療を受け、高額な医療費を払い、あげくの果てに亡くなるといった最悪のパターンになりかねません。そこで注目されるがん検診ですが、がん検診は少ない費用で着実にがんを減らす方法とされています。がん検診の予算については、平成10年から国の補助金が無くなり、一般財源から

の支出になっています。市が自ら計画をし、実施する事業になりましたが、重要性は変わらないわけです。がん検診受診率を大幅に上げて、今後5年間で50%にするんだという国の目標ががん対策基本法で示されましたが、これからのがん検診にどのように取り組まれているか、市長のお考えをお伺いします。

4項目めに、特定健診について質問します。

市がこれまで実施をしてきた基本健診が来年度から特定健診に変わりますが、これによって次のようなことが変わると説明されています。1、医療保険者の責任で実施する、2、これまで対象者が40歳から80歳だったが40歳から74歳になった、75歳以上は高齢者健診となった、3、検査が内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームに着目したものになった、4、検査の結果、予防のための特定保健指導がある、5、後期高齢者医療制度への支援金の額が医療保険者ごとの目標の達成状況によって平成25年から増減される、これらがこれまでの基本健診と変わるとされています。このような特定健診を実施することによって、国は国民の健康の増進を図るとともに、増え続ける医療費を下げる考えであると言えます。

これまでの基本健診は、実施回数や参加人数などが評価されて、どれだけ改善されたかといった結果は求められませんでした。これから始まる特定健診は結果を出すことが求められています。それは次のようなことについてであります。1番目に健診の受診率、2番目に特定保健指導の実施率、3番目にメタボリックシンドロームの該当者予備軍がどれだけ減少したか、これらをデータに出して、その結果は後期高齢者医療制度への支援金に反映させる。つまり成績のよい医療保険者は基準より少ない支援金で済み、成績の悪い医療保険者は基準より上乗せした支援金を出しなさいというものです。私はこういった制度を国はよく考えたなと思いました。国は、国民の健康維持、医療費の低下に競争の原理を持ち込んだわけです。

以上のように、健診を実施する医療保険者にとってはこれまでに比べてペナルティーのある大変厳しい健診内容になっていると思われます。しかし、その結果、健康な人が増えて医療費の低下も見られたということになれば、関係者の努力が報われたということになります。関係者の皆さんにはよい結果を出していただけるようお願いをするものです。そういった中で、この健診に対応するための準備は順調に調っているのでしょうか、特定健康診査等事業と特定保健指導事業に分けてお答えください。

議長（明智忠直） 島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、私のほうから1番の介護予防について回答申し上げ

げます。

質問の趣旨ですが、基本健康診査の受診者数、それから把握方法、特定高齢者数をどのような方法でどのように決定していくかというような状況についての質問だと思います。

まず、特定高齢者とは、要介護及び要支援に該当しない虚弱な高齢者を言います。この特定高齢者の把握方法につきましては、市が実施します基本健康診査において生活機能評価を同時実施し、要介護・要支援認定者を除く65歳以上の方に基本チェックリストに回答いただき、これに医師の判断を加え特定高齢者を決定しております。したがって、対象者のほうですが、65歳以上の方で介護保険制度に該当しない方、要介護認定を受けていない方が該当になります。平成19年度の状況ですが、基本健康診査を受診した方は保健センター等で実施した集団健診、それぞれかかりつけの医療機関に受診していただく個別健診、両方の方法でできるわけですが、合わせて5,556人受診されました。そのうち、特定高齢者と決定された方は1,155人という状況です。

続きまして、介護予防事業についてということで、特定高齢者に対する介護予防事業についてお答えします。

生活機能評価により特定高齢者となった方々を対象に、地区ごとに合計12回の結果説明会を開催しましたところ、参加者は253人でありました。ここに参加いただけなかった方のうち、運動機能、栄養改善等において注意が必要と思われる方410人を、該当項目に応じて栄養士、歯科衛生士、看護師が個別訪問をし、日常生活、身体状況、受診状況等の確認及び生活機能評価の結果説明に基づき、それぞれ注意項目に応じた指導を行い、さらには介護予防事業への参加も勧めてまいりました。また、6月より介護予防拠点であるやすらぎ園パワーアップセンターにおきまして、通所型介護予防事業、元気アップ教室というふうに言っていますが、それを実施しております。事業内容につきましては、マシンを使用した筋力トレーニング、栄養口腔ケア、転倒予防、認知症予防、健康管理等それぞれ必要に応じたプログラムを提供し、週に1回の通所で1コース3か月間というような事業を実施しております。

以上でございます。

議長（明智忠直） 健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） それでは、私のほうからは2番目、3番目の旭市の平均寿命と医療費についてとがん検診についてお答え申し上げます。

まず、旭市の平均寿命につきましてはなぜ短いのかというご質問でございますけれども、今のところその原因については分かっておりません。現在、市の健康問題を明らかにしよう

と千葉県衛生研究所と共同で行っているところでございます。

それと、がん検診についてでございますが、がん対策基本法に基づいて国ががん対策推進基本計画を定め、現在、県において千葉県のがん対策推進計画の策定に向け検討を進めているところです。市の取り組みについては、県の計画の策定の動向を見ながら進めてまいりたいと考えております。

また、受診率を高めるには、市民の方にがん検診の大切さを認識していただくよういろいろ工夫し、受診率が上がるよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（明智忠直） 保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） それでは、私のほうから2番目の旭市の平均寿命と医療費について、4番目の特定健診についてお答えいたします。

まず最初に、旭市の平均寿命と医療費についてでございますが、平均寿命が短いことと1人当たりの医療費が安いこととの相関関係について何か考えられるかというご質問でございますけれども、旭市の国民健康保険及び老人保健の分野で申し上げます。

島田議員がおっしゃられましたとおり、確かに1人当たりの年間医療費は安いわけですが、どこに原因があるかと申し上げますと、一概に答えられないのが現状であります。ただ、一般的に考えられますのは、旭市地域は昔から塩辛いものばかりをとり過ぎており、そのせいで高血圧の方が多く、なおかつある程度進行してから医者にかかれる方が多いのが要因というのが一説にございまして、その辺につきましては今後の特定健診で見ていきたいと思っております。

続きまして、特定健診についてでございますが、まず、健診に対応するための準備は順調かというご質問でございますが、これから実施の特定健康診査等につきましては、先般、国保運営協議会でもご審議をいただき、旭市特定健康診査等実施計画を策定いたしましたところでございます。そして、現在、そのマニュアルに沿いまして集団健診の委託業者あるいは旭市医師会とも協議を重ねておりまして、遺漏のないように準備を進めているところでございます。

続きまして、特定健康診査等事業と特定保健指導事業に分けまして内容を説明するようということでございますが、最初に、特定健康診査等事業につきましてご説明させていただきます。基本健康診査と特定健康診査の違いについて申し上げます。

従来の基本健康診査は、個別疾患の早期発見・早期治療を目的としておりましたが、これ

からの特定健康診査は、議員もおっしゃられていましたとおり、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の早期発見・早期介入・行動変容というように、ただ結果を本人に示すだけでなく、要指導に該当した方にはそれなりに保健指導を行い、その効果まで求められるということでございます。

続きまして、特定保健指導につきましてご説明いたします。

特定保健指導と言いましても3通りございまして、まず情報提供というものがございまして、これは、健診結果の説明に併せまして受診者にパンフレット等を渡して自己啓発を促すもので、受診者全員が対象となるものでございます。次に動機付け支援というものがございまして、これは、面接による支援として1人当たり20分以上の個別支援または8人以下で構成するグループ当たり80分以上のグループ支援を行うもので、6か月経過後に実績評価を実施するものであります。最後に積極的支援というものがございまして、最初は動機付け支援同様の保健指導を行います。なおかつその後3か月以上あるいは6か月以上の継続的な支援を行うもので、初回時面接から6か月以上経過後に実績評価を実施するものでございます。

なお、平成20年度は原則それらの保健指導は市の保健師で対応するように考えております。以上でございます。

議長（明智忠直） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、この対象者が何名かということ。特定高齢者把握事業の対象者ですけれども、何名かということがまだはっきりしませんでしたけれども、対象者は65歳以上の方が一応は対象者と、そういう認識でいいですか。その中から実際に介護を受けている人は除くとかいろいろ引かれる部分があると思いますけれども、そういった65歳以上の方がすべて対象者というふうになっているとは思いますが、その中から5,556の方が診査を受けられて1,155の方が特定高齢者に決定されたということですが、これは把握をするという事業ということですので、しっかりとした特定高齢者の把握が求められていると思います。

そういった中で、1週間ほど前に市の健康カレンダーを町内の組長が届けてくれましたけれども、その中にこの特定健診の受診についてというような欄がありました。特定高齢者の把握については、基本的にこの特定健診の事業と一緒に、同時にこの生活機能評価ということで65歳以上の方に対して行われていると思います。

この内容だったんですけれども、40歳から74歳の方には保険年金課から受診票を送付するようになっておりました。だから、その方に対しては全員の方に保険年金課からこの受診票が送

付をされていくということだろうと思います。75歳以上の後期高齢者の方には昨年市の基本健診を受けた方へ受診票を送付すると、そういうふうになっておりました。ということは、昨年受けなかった方には受診票としては送らないと。そうしますと、毎年同じ人がチェックされているといったような可能性があるのではないかなと思います。むしろ、この受診にこない人に特定高齢者になる可能性といいますか、そういったものを感じるわけですが、その辺の対策についてはどのように考えていただけるかお伺いします。

議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（横山秀喜） 基本健診を受診されなかった方以外でどのように把握するかということだと思いますけれども、まず、基本的には基本健診、集団健診と個別受診も含めて受けていただきたいということを広報等を通じて今後もPRしていきたいというふうに考えています。

そのほかに、市独自で行っています例えば包括支援センターが中心に行っているんですけども、老人クラブですとか地区社会福祉協議会等で会合があるたびに健康予防教室等を行っています。これは要請で行くケースが結構最近増えているんですけども、その中で情報収集をかなりさせていただいています。それと同時に、地域ふれあい交流会ですとか、この目的は閉じこもり防止を目的に行っているんですけども、そういうようなところから情報が得られるというふうに考えています。

それと、地区にいらっしゃいます民生委員ですとか保健推進員、この方々に在宅介護相談協力員ということで委嘱させていただいています。その方々ですとか在宅介護支援センター、旧町単位にあるんですけども、そこ等を通じまして独居老人の調査ですとかいろいろなことをお願いしています。

そういう機会がかなりありますので、そのようなところから情報をいただいて、該当されるような方々それぞれにつきまして包括支援センターの職員が後は個別訪問をし、状況把握を行って指導に努めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

議長（明智忠直） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） 特定健診以外のいろいろな方法を持ってやっぱりこの特定高齢者を把握していくということが大事だろうと思います。今年度は1,155の方が把握されたということですが、この人数は周辺と申しますか、県下の自治体を見ましても非常に高いとい

うことで、関係者の皆さんの努力の結果だろうとは思っております。より一層のこの努力をお願いしたいと思っております。

続きまして、介護予防の質問をさせていただきます。

介護予防の実績ですけれども、結果説明会に253名の方がいらっしやったと。説明会に参加しなかったが指導が必要と思われる人に対しての訪問指導を460名やったと。それから通所型介護予防事業、市が委託しているやすらぎ園で実施している事業に対してと申しますか、これに参加している方が25名、計738名の方に予防事業として実施をしたということであり、最初の年にはよい成績ではないかなというふうに感じているわけですが、1,155の方が把握をされたわけですから、全員の方がやはりこの指導を受けなければ、把握しっぱなしということでは何の意味もありませんので、指導しなければやっぱり効果は出てきませんので、その辺が大事だろうと思っておりますけれども、どうでしょうか、市の考えは。

議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（横山秀喜） 先ほどもお答え申し上げましたけれども、1,155人全員に対して結果説明会及び指導を行いたいという旨の通知を差し上げています。それでも現実的には本当に軽い方々もいらっしやいます。私はまだいいですよと、訪問してもまだ通所、介護予防まで考えていないという方々も相当数いらっしやいます。でも、いずれにしても特定高齢者ということで該当していますので、その辺は今後とも訪問活動を続けながら介護予防意識の高揚等に努めてまいりたいなというふうに考えています。

議長（明智忠直） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） それでは、実施されましたこの介護予防事業の効果はどういうものであったかお伺いします。

議長（明智忠直） 再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（横山秀喜） 効果ということですが、具体的には通所型の介護予防事業に、開始後9か月ということでもまだ間もないんですけども、実人数で参加された方が25人、合計328回というような利用がありました。事業の効果ということですが、事業開始して間もないということと、要介護状態にならないための予防ということですので、今後継続的に予防のための運動等を行っていただき、現状を維持していただくということが事業の効果だというふうに考えています。

通所型介護予防事業に参加していただいた方におきましては、週1回の定期的な運動により、教室に入る前と3か月後のデータというのはとっています。そのデータですが、開始時と3か月後を比較しますと、歩く速度、いすからの立ち上がり動作、片足立ち等の測定数値が向上しており、ほとんどの方に効果が見られております。

以上でございます。

議長（明智忠直） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） 分かりました。この介護保険の取り込みと申しますか、それだけでは予算を見ても介護予防はなかなかカバーし切れないのではないかなというふうに考えています。きのうの質疑でもお話ししましたが、市内には運動のできる市の施設が結構あるわけです。そこには市が通所型介護予防事業で委託をしておりますやすらぎ園のパワーアップセンターの介護予防設備と似たような設備がそろっております。特定高齢者だけでなく、一般高齢者の方も含めてこういう施設で介護予防の活動をできるだけ進めるべきだと感じています。

それから、老人クラブなど的高齢者の組織の活動、こういった活動のリーダーの方は、こういった介護予防に、そういった活動が介護予防になるんだということをよく意識されております。そういった高齢者の活動の組織を市が支援して育てることも大事だと考えています。そのほかにもいろいろなことが考えられると思いますけれども、市の施設、組織をフルに活用して介護予防の取り組みを考える必要があると思いますが、市の考えはいかがでしょうか。

議長（明智忠直） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（横山秀喜） 議員おっしゃるとおりだと思います。高齢者福祉課は直接特定高齢者ということで若干落ちた方を対象に事業を展開していますけれども、このほかにも各課の方でそれぞれ健康づくりですとか生涯学習等のテーマで生きがいづくりですとかスポーツ等々行っていますので、全体的な取り組みすべて、ひいては介護予防、寝たきりにならないといったものにすべてつながっていくのかなと思いますので、今後ともその辺を横の連携を強化しながら行っていきたいなと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（明智忠直） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） よろしく申し上げます。

では、続きまして、平均寿命と医療費ということについての再質問をいたします。

この問題につきましては、これと同じようなやりとり、この間の県のタウンミーティング

でも話題になったわけでありましてけれども、市長はじめ皆さんあそこにご列席でしたのでお話を聞きになったと思います。旧海上町の老人クラブの会長のイシバシ先生が老人クラブの活動を発表されたわけです。その中で、そういった活動の結果、旧海上町は医療費が全国でも一番を争うような医療費の安さだったというようなことをおっしゃったわけでありまして。それから、会場の方から中央病院のお医者さんが、それはそうだけれども寿命が短いと、そういったような、これはどういうことだというようなことで質問をされたわけです。それに対しまして知事が、疫学調査的には分かっていないと、調査をすることが大事だというようなことを言われたわけです。県の職員が付け足しまして、調査をしていくというようなことを言われたと思います。

これと同じことだろうと思いますけれども、先日、1か月ほど前でしたか、千葉日報に記事が載っております、県も来年度からこの大規模な疫学調査の一つでありますコーホート調査に乗り出すと。これは2月11日の千葉日報に出ておりました。この調査は、特定の地域や年齢層などの人々を長期間にわたって追跡調査をし、疾病の発生状況とその危険因子との関係を解明する疫学調査の手法です。地域的にも分散させて地域の特徴をも抽出したい考えと出ておりました。市町村にも協力を呼びかけるというようにも出ておりました。旭市においてもこういった研究に参加をして寿命の短い原因というものを調査されてはどうでしょうか、お伺いします。

議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） 1回目の答弁でちょっとお話しさせていただきましたけれども、県の衛生研究所と共同で昨年実はアンケート調査を実施してございます。それで、今現在衛生研究所においてその分析を行っている最中でございます。分析した結果が分かり次第皆さんにお知らせはしたいと思っております。

議長（明智忠直） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） それもそうでしょうけれども、この疫学調査のほうの研究の参加もぜひやっていただきたいなというふうに思っております。

それとちょっと話は変わりますが、前回の質問の時に中央病院のほうから経済効果についてといったような資料をいただきましたけれども、その中に、旭中央病院に近いほど医療費が安いということがこの報告書の中に書かれておりました。どういう要因が考えられるのかお伺いします。

旭市が短命であるということであれば、地域医療を担う病院としまして医学的な立場からこの原因の究明をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

議長（明智忠直） 病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） お答えを申し上げたいと思います。

なかなか難しいご質問でございまして、今、議員、2つお聞きになりましたですか。1つは、病院に近いほど医療費が安いというふうに病院の出した報告書にあったということ、その原因は何かということと、それから短命の原因について病院ではどういう調査をしているかという、そういう2つのご質問だったでしょうか。

確かに去年1月に病院が出した報告書があります。それは経済波及効果の報告書でありまして、確かにその中に医療費の低減効果、安くなる効果として、病院からの距離が大きくなるほど医療費が高くなると、そういう傾向が見られたというふうに確かに書いてあります。ただ、この根拠になっておりますのは、千葉県が発行しております平成16年度の国民健康保険事業年報というところから出した数字でありまして、病院が独自に分析をしているものではありません。したがって、この要因については、なぜ病院から近ければ安いかというその要因については病院として把握をしていないという状況でございます。それで、強いて言えば、当院の基本理念でありますけれども、すべては患者様のためにということで医学的にも経済的にも社会的にも適正な医療の提供を行っております。このことが医療費抑制の一つの要因になっているのかもしれないというふうには思っております。

それから、2つ目のこの地域が短命である原因についても分かっておりませんが、病院としては予防することが大事、さっき議員もおっしゃっていましたが、予防することが大切であると思っております。当院では年4回の市民健康講座の開催、それからことぶき大学で病気をテーマにした講演会への講師の派遣等も行っております。そして、その知識の普及啓発に努めているところでございます。

以上でございます。

議長（明智忠直） 病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） ただいまのお答えにちょっと追加をしたいと思えます。

前回の病院に近いほど医療費が安いということについて、最後にこれは検証しておりませんが、どうしてこうなっているかということとはよく分かりませんというふうに申し上げてあります。相変わらずそれはどうしてかということとはまだ調べておりませんが、調べても分かるものかどうか、ちょっとそれもよく分かりません。

それから、平均寿命というのは、これは極めて医学的にどうだということよりも、やはりいわゆる臨床疫学的な調査でないとはっきりしないということが言われておりまして、医学的立場からは何とも申し上げることができないというのが現状でございます。例えば周産期死亡率、これは低いと死亡率が高いと、これ平均寿命というのはゼロ歳の人があと何年生きるかということが平均寿命になるわけでありまして、非常に大きく寄与するわけでありまして。この地域は特に周産期死亡率高いかということそうということはないと。それからあとは成人病の中の三大疾患の心臓病はどうだということ、これも疫学的調査しておりませんが、特別多いというわけではなさそうだと。ただし、脳卒中、これがやはり少し多いような傾向があるというふうに感じております。ただし、これも疫学的調査をしなければ分かりません。それからがんであります、がんセンターで毎年調査をしておりまして、胃がんにつきましては、当地区の保健所管内、これはやはり男女ともに罹患率、死亡率ではありません、罹患率は高いというふうに今言われております。

したがって、これをやはりひとつ何とかしなければいけないのかなと。それには検診であります。検診率を高めて早く治療というか処置をすると、こういうようなこと。そういうふうには我々病院としては一つずつ疾病があった場合それをいかに早く適正に処理するかと、こういうことしか言えないと、こういうのが現状でございます。

以上でございます。

議長（明智忠直） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） どうもありがとうございました。

では、続きまして、がん検診についての再質問をいたします。

がん検診ですけれども、長年このがん検診を受けている方が、がんが発見された場合は基本的には早期発見になると思うわけですけれども、そういうことで検診によるこの発見率というものを上げることが大事であると考えますけれども、がん検診における発見というものは全体のがん患者の中でどのくらいの率になるか、分かればお伺いをしたいと思います。

議長（明智忠直） 健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） それでは、お答え申し上げます。

各種がん検診での受診者の精検結果については把握しておりますが、全体のがん患者というものは把握できておりませんので、どのくらいの率になるのかというのは分かっておりません。

参考までに平成18年度の精検結果についてご説明いたしますと、胃がん検診については受

診者4,432人に対しがん発見者11人、それと大腸がん検診については受診者5,094人に対し発見者が7人、子宮がん検診におきましては4,166人に対し発見者が1人、乳がん検診については4,625人に対し発見者は5人、肺がん検診については1万90人に対し発見者が3人、前立腺がん検診については2,408人に対して発見者が27人という結果になっております。

以上でございます。

議長（明智忠直） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） がん検診のがんの発見の状況について、今、課長のほうから説明ありましたけれども、がん検診の報告書を見てみますと、若い人の受診率というのが低いと思います。千葉県の原因別の早世死亡の割合というデータがあります。これは65歳未満の死亡率のことです。これによりますと、男性は34%、女性は47%ががんで亡くなっているということです。つまり、65歳未満の若い女性の死亡の原因は半分近くががんだということです。ということで、若い時から積極的にこのがん検診を受けてもらえるように勧めることが大事だと思います。また、特に一度もがん検診を受けたことが無いという方も抽出をして、首に縄をつけてでも勧めてもらいたいと思います。市の考えをお伺いします。

議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） 若い時から積極的にがん検診を勧めることは大事なんですけども、特に一度もがん検診を受けたことが無い方の抽出についてでございますけれども、確かにがん検診の受診率は旭市でも約20%程度でありまして、残りの一度もがん検診を受けたことが無いという方の抽出について、80%の方を抽出して全部首に縄をつけてまでと言われておりましたけれども、これは非常に困難な状況でございます。市で行っております各種検診の受診者は一応毎年増加しております。受診率を上げる方法については、各区区長を通じて配布をお願いしております健康カレンダー、それと市の広報、防災無線等で周知を行っております。また、各地区におります保健推進員を通じて啓発等も行っております。そのほかに、特に40歳到達者には個別にはがきによる受診勧奨も行っているところでございます。

以上でございます。

議長（明智忠直） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） がん検診の受診率が毎年上がっているということでありまして、予算書を見ましても毎年この予算は確かに増えております。18年が6,400万円だったものが19年は6,700万円、この20年は7,670万円と毎年増え続けているということで、この予算の増

加というものは決して無駄にならないと、そういうふうに感じています。1,000万円の予算の増加というものが恐らく1億円以上の効果になって表れてくるのではないかなと、こういうふうに思っておりますので、今後ともぜひ積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、がん対策基本法にがん診療連携拠点病院の役割といったようなことで、県下13病院がこれに指定されているわけです。旭中央病院もその中の一つということですが、それなりの予算というものも県からこれから来ると思います。どんな取り組みをされているのかご説明をお願いします。

議長（明智忠直） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） がん検診に対する病院の取り組みというお尋ねでございますが、当院はまず平成15年12月に地域がん診療拠点病院と指定されまして、また今年の2月8日に新たに今度は地域がん診療連携拠点病院の指定を受けております。この指定を受けた病院は、地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、がん診療連携拠点病院機能強化事業を実施することになっておりまして、この事業の主な内容でありますけれども、4つほど申し上げます。1つとしてがん医療に従事する医師等に対する研修、それから、2つとしてがん患者やその家族等に対する相談支援、それから、3つとしてがんに関する各種情報の収集それから提供、4つ目に院内がん登録の推進などでありまして、こういうことをやっております。当院もこの事業によりまして地域がん診療の均てん化や向上を図っているところであります。

以上です。

議長（明智忠直） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） どうもありがとうございました。

では、続きまして、特定健康診査等事業についての再質問を行います。

この事業は40歳から74歳は受診が義務とされておりまして、75歳以上は努力義務というふうになっておりますが、この医療保険者の対応というものはどう違うのかお伺いをします。

議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） それでは、お答えいたします。

40歳から74歳までの義務化の部分と75歳以上の努力義務の違いでございますけれども、基本的に申し上げますと、おなかの周り、腹囲だけが必須項目で、努力義務、75歳以上の方が

外れているということでございます。今の基本的には75歳以上については広域連合が医療保険者でございますのでそちらでやるべきなんですけれども、実際広域連合のほうは県内どこも市町村国保のほうに委託するというような流れで来ておりまして、旭市のほうは受託するというような形で、今広域連合のほうから流されている内容につきまして、あくまでも必須項目だけということをお願いされているというところでございます。

以上でございます。

議長（明智忠直） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） それでは、受診の仕方に集団健診と個別健診というのがあるわけですが、この辺の違いはどんなものか伺いをします。

議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） それでは、集団健診と個別健診の違いということでお答え申し上げます。

まず、受診内容については全く相違ございません。ただ、違うところと申し上げますと、市が負担する経費でございますけれども、個別健診のほうで費用が若干高くなっているということでございます。ただし、国庫補助金のほうが見られまして、その辺につきまして集団健診よりも個別健診のほうで手厚くなっているところでございます。

以上でございます。

議長（明智忠直） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） 40歳に満たない人、これらにもメタボリックシンドロームになりそうな人、あるいはもう既になっている人がいると思いますけれども、早目の対応というものが大事だと思うわけです。これらの方々への啓蒙活動と申しますか、あるいは指導もすべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

議長（明智忠直） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） 今回の特定健診につきましては一応40歳以上74歳未満というのが基本でございます。しかし、平成20年度におきまして、いわゆる単独事業といたしまして、年齢をちょっと下げまして35歳以上の方、39歳までの方でございますけれども、それについて同じように特定健診を実施していくというような考えであります。

あと、その後の特定保健指導でございますけれども、先ほど申し上げましたように、ここ

は確かに義務化の部分ではないんですけれども、本人から求められましたら最終的にはその辺はしていかなければいけないのではないかというふうに考えております。

議長（明智忠直） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） では、最後に、特定保健指導ということでお伺いします。

先ほど説明がありました3グループですけれども、情報提供、動機付けの支援、積極的支援、この3つのグループに健診の結果分けられると思いますが、今のところ市としては何名くらいの方をそれぞれ対象にこの指導をするというようなことを、予算を含めて考えられているのか。やる方は市の保健師がやるということでそれは了解しましたが、その辺をちょっとお伺いします。

議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） それでは、平成20年度は保健指導を何人くらい見込んでいるかというご質問でございますけれども、先ほど申し上げましたように3通り、情報提供あるいは動機付け支援、あるいは積極的支援、その内訳についてはちょっとまだはっきり分かりませんが、人数的には470人ほどが保健指導に当たるというような形で今見ております。

議長（明智忠直） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） 470人ですか。470人といいますと、情報提供は情報を提供するだけだからパンフレットを渡すとかその程度の指導だと思いますけれども、この動機付け支援、積極的支援、これらの方が470名ということですか。

議長（明智忠直） 保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） 失礼いたしました。今470人といった人数はあくまでも情報提供は含まない人数でございます。動機付けあるいは積極的支援にかかわる人数ということでご理解をお願いいたします。

議長（明智忠直） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） 分かりました。来年度は208万円くらいの予算で指導を行うということですが、これだけの予算で指導が可能なのかなというような気持ちもありますけれども、1年目ということで、取りあえずはできるだけのことをやっていただきたいというふうに思っております。

国保から後期高齢者支援金、予算書によりますと11か月で11億7,800万円、年間に換算しますと13億円近くになると思いますけれども、最初に申しましたけれども、この健診の受診

率、指導の実施率、メタボリックシンドロームの該当者の減少率、この3項目の結果のよしあしで後期高齢者支援金の10%のプラスマイナスといったものがあるわけです。13億円の10%ですので1億3,000万円になりますけれども、これが最大ですけれども、これが増えるか減るかは25年度以降の国保の保険料に反映されるわけです。指導を受ける市民にしましてもこの辺を理解していただいて、健康になるための努力を促していただきたいと思います。この辺の対策もしっかりとお願いをしたいと思います。

議長（明智忠直） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） 平成24年の実施率が25年に、今、議員がおっしゃられましたように支援金の加算減算になりますので、加算にならないように努めていきたいと思っております。

以上です。

議長（明智忠直） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋利彦

議長（明智忠直） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（21番 高橋利彦 登壇）

21番（高橋利彦） 21番、高橋です。通告書の順位に従い、一般質問を行います。

質問は大きく分けて3点です。

まず初めに、公園問題についてお伺いします。

都会のアスファルト、コンクリートジャングルに住む人にとっては、緑と土に触れられる公園は住民にとっては憩いと潤いのいつきの至福の場であります。しかし、我が旭市、農業が基幹産業、つまり地域そのものが自然の公園であります。この地域の特徴、特性を生か

した行政運営、このことが今後の行政運営の基本だと思っております。

それでは、公園問題の1つ目として、三川下宿ふれあい公園建設について伺います。

公園の整備については、平成18年の12月定例議会で私の一般質問に対する答弁の中で、学校の耐震補強を最優先し、次は海上地区の排水問題を整理し、文化の杜公園以外のものについては先送りすると本会議で答弁しておりますが、まだ海上地区の排水問題、そして学校の耐震補強が進んでいない中、なぜ補正予算を組み、三川下宿ふれあい公園の建設を行わなければならない緊急性があるのか、旭市の計画ではどのような位置付けになっているのか、誰しもが大変疑問に思っています。市長の真意を伺いたいと思います。

2つ目として、今後の公園建設計画と必要性について伺います。

現在、袋公園、健康パーク、文化の杜公園、そして三川下宿ふれあい公園です。どうしてこんなに公園建設計画を進めるのか、市民は市政に大変な疑問を抱いております。今後の公園建設計画と公園建設の必要性についてと費用対効果、つまりピーバイシー等についても市長の考えについて伺います。

大きな2つ目として、中央病院問題について伺います。

まず1つ目に、現状の経営状況についてお伺いします。

公営企業会計は私はあまりよく知りませんので、すべて商業簿記的な考え方で質問をいたします。

市立病院の18年度の決算は公営企業会計上の純利益が約3億200万円、しかしながら12億1,400万円の税金が投入されているので、一般的には9億1,200万円の赤字決算です。19年度の決算見込みは今年の9月に決算書が提出されないと分かりませんが、14億4,900万円の税金が投入されていますので、差し引き11億6,200万円の大幅な赤字決算の見込みであります。商業簿記的に見ますと、年々経営状況が大変厳しくなっていると判断されます。このような経営状況は、民間企業であれば1年で脱しないと経営の危機どころか2年目は倒産してしまいます。大変心配ですので、病院の現状の経営状況について、経営の責任者である病院事業管理者に答弁を求めます。

2つ目として、幹部職員をなぜ部外から招かなければならないのかについてお伺いします。

管理者の権限の補助をする高給取りの幹部職員、県からの出向、そして民間から採用試験もせず本採用、全国的にも例が無いと思います。そして、外部から幹部職員を招くということとは、病院生え抜きのプロパーの職員では病院の規模が大きくなり過ぎて無理だからだという意味でもあります。それにもかかわらず18年度と比較すると給与費が4億円も増加、加え

て医業費用も11億3,000万円も増え、経営が著しく悪化しているということが数字に表れています。これは本体の旭市の傾向と全く逆の傾向を示しています。いずれにしましても、経営の確立が目的だと思いますが、そこで、外部から職員を招かなければならない理由、それらの方々の前の職場での主な職務内容、そして外部から招くに当たって市長が同意した意向について伺います。

3つ目として、資材費高騰などによる建設計画について伺います。

このところ原油をはじめ原材料の高騰によりすべてのものが値上がりし、特に鋼材は25%以上値上げということが報道され、病院経営や病院建設にも大きな影響が予定されます。このようなインフレ的な経済情勢の不安定な状況下で病院建設を進めますと、建設費用も317億円をはるかに超えてしまうのではないかと予測しますが、市長と病院事業管理者の考えを伺います。

4つ目として、市立病院のあり方について伺います。

私は公立病院を一言で言ってしまえば、不採算部門を担っているから税金が投入され、市立病院は市民が患者となった場合にそれなりのメリットがあることだと思います。しかし、経営面から考えますと、市立病院は税金の投入や補助金が無ければどんなに経営努力をしても公立病院としての制約や決まりがあるので無理があると思います。そこで、市長と病院管理者から市立病院のあり方について伺います。

5つ目として、運営形態についての考え方について伺います。

国は、国立病院と機能病院については既に独立行政法人化し、その他の必ずしも国が手がける必要のない事業についても国から独立した法人化を進め、現在102法人に増えています。さらに、国は政府の行政減量・効率化有識者会議、これは座長が茂木友三郎キックマン会長がやっておりますが、この報告によりさらに一歩進め、独立行政法人の整理統合、民営化などを進める方針でいます。公立病院改革懇談会においてもこの会議と並行して進められ、公立病院改革ガイドラインが示されました。私は、民間の病院ならいざ知らず、市立病院では国の方針に従わなければ運営や継続が難しいと思うので、病院の運営形態についての市長と病院管理者の考え方を伺います。

6つ目として、建設資金の調達並びに補助金、交付金について伺います。

病院の建設計画では、平成20年度の再整備投資額は34億6,600万円、改修工事が5億5,000万円の事業を予定していますが、来年度はどれだけ借金するのか分かりませんが、資金調達については財投と銀行からそれぞれ半分ずつ借金をすることになってはいますが、どのような

見通しなのか。また、補助金、交付金等の見通しについてもお伺いします。

第3点目に、財政問題について伺います。

平成17年、それぞれの厳しい財政状況を脱するための究極の手段が1市3町の合併、そして新生旭市が誕生しました。そして、合併当時、どうしても分かりませんが中央病院は黒字で、150億円以上の借金があるにもかかわらず不思議なことに全く話題にもなりませんでした。そして、財政難で合併したにもかかわらず、有利な財源のある時にということで学校、公園の建設ラッシュ、その借金今では病院を含め483億円、そのために旭市の実質公債費比率は18%を超え、借金をするためには県の許可が必要になってしまいました。しかし、我が市の借金行政、これからが本番であります。近々の中央病院の借金200億円、そして計画では市庁舎をはじめ学校、公園、下水道など、推測しただけでも100億円を優に超える工事額、市の財政の現状と今後の予測について、それと現在の実質公債費比率と近隣の市町村の実質公債費比率、またそれぞれの県内の順位等について。

それともう一点は、旭市は公債費負担適正化計画をこれは国に出されていると思います。これらの状況。

それから、昨年度総務省通達によりまして、5%以上の公債につきましては借り換えもしくは返済を認めるという中でどのようになっているのか、その辺についてお伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。あとは自席で行います。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） それでは、公園問題についてお答えさせていただきます。

まず、補正予算を組んでまで必要かというご質問でございますけれども、これは、まず整備に当たりまして有利な補助金等を活用するために、年度当初に事業を立ち上げる必要から早目の申請をするためからでございます。それから、整備に当たりまして千葉県の実業認可を取得することによりまして税の控除を受けられますが、この期間が1年間という非常に短い、限定されることから20年度の早い時期に認可をとる必要があるため、補正予算により申請に必要な測量とか基本計画の策定をさせていただきました。

それから、緊急性があるか、公園の整備の緊急性とかそれから旭市の計画の位置付けでございます。

まず、下宿ふれあい公園の整備の必要性、緊急性でございますけれども、これは飯岡町での子ども議会でたびたびの要望やそれから地元からの要望がございまして、旧飯岡町の平成

5年に作成されております基本計画でもこの位置付けがされてございました。また、新市になりまして新市建設計画、それから新市における総合計画の中での前期5か年計画の主要事業でございます。公園整備としましてほかのいろいろ整備を行っておりますが、パークゴルフ場が今年度、19年度で終了いたしますので、新市の均衡ある公園整備の計画の中で今回下宿ふれあい公園を整備させていただきます。これは先ほど申し上げましたけれども、地元からの要望である必要性ある公園と私は考えております。それからさらに、先ほども申し上げましたけれども、整備費用に非常に有利な補助金の利用ができる見込みがついたためからでございます。

それから、今後の公園建設計画でございますけれども、私ども今現在都市計画の見直しを平成22年度をめどに進めてございます。この見直しの中で、どのような方法で整備ができるか、またどのような方法をとれば一番有利な国庫補助等の財源を利用して整備できるかいろいろ勉強してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、十分地域住民等の意向を踏まえて地域のまちづくりと合致した公園整備を進めていきたいと考えてございます。

それから、公園建設の必要性でございますけれども、これは公園というのは利用価値と間接的な価値がございます。どちらかといいますと公園は間接的価値が大きなものでございます。まず、公園の利用価値としましては市民の憩いの場、それから潤いの場、それから交流の場、子どもの健全育成の場、健康増進の場とそれから文化・スポーツ・レクリエーションの場等いろいろとございます。それから、間接価値といたしましては防災面、それから景観面、環境面からなどの効果がございます。このようなことから公園建設の必要性があると考えているところでございます。

それから、費用対効果でございますけれども、まず、整備に当たりましては効率的な整備を行いまして経費の削減を図るとともに、最大の効果が出るようにしていきたいというのを念頭にしてございます。今回整備いたします下宿ふれあい公園を例にとりまして申し上げますと、ピーバイシー、要は費用対効果の計算をしてございます。これは基準値を1にしてございます。ピーバイシーは1.5が出てございます。これは公園の検討期間50年で計算してございます。費用といたしましては工事費約2億5,000万円ほどかかります。それから年間の維持管理費が約320万円ほどかかります。これらを足しました総費用が約2億7,000万円、それから50年間の総便益が利用価値とか間接的な価値を合わせますと4億1,500万円ほどになります。これらを割り返しますと先ほど申し上げました1.5ということの数字になるわけでございます。

す。利用者はどのくらい想定していますかということになりますけれども、これは計算の中では年間約1万4,000人ほど想定して計算してございます。これらはグラウンドゴルフやウォーキングとか散歩とか小学生の子どもたちの遊び、こういった利用目的を想定してございます。

あとほかにもいろいろこのビーバイシー、費用対効果を出してあるところございますけれども、申し上げたほうがよろしいですか。

(「いいです」の声あり)

都市整備課長(島田和幸) 以上でございます。

議長(明智忠直) 病院事務部長。

病院事務部長(伊藤敬典) 私からは、中央病院問題のうち、2番目の幹部職員になぜ外部からという部分と4番目の市立病院のあり方、それから5番目の運営形態について、3問についてお答えを申し上げます。

まず、2つ目の幹部職員になぜ外部から招かなければならないのかというご質問であります。確かにこの数年で私をはじめ県や民間からの事務の幹部職員の採用が多くなってきております。その理由としては、まず1つに、かつてはこの病院は一部事務組合の経営でありましたけれども、合併によりまして市立病院になりました。そのことが1つ。それからもう一つは、近年、これは総務省からの自治体病院改革プログラムに象徴されますように、自治体病院の経営環境が急激に変わりつつあります。そういうことが挙げられると思います。そこで、病院といたしましては、これらの動きに的確に対応しながら健全な経営を行っていくために専門性や多様な経験を有する者を外部から任用しているところであります。病院としては、今後、同じ病院職員でありますから一体感を持ちながら効率的な経営、それから医療サービスの確保に努めていきたいと考えております。

それから、2つ目のご質問の市立病院のあり方でありまして、どういう部門を……、その前に、先ほどその外部から来た職員の主な職歴はというご質問もありました。それについては、今4名この数年で来ておりますが、1人は私、前職は今でもそうですが県の職員であります。それからもう2人は病院から来ております。それからもう1人は銀行から来ております。

それから、次の質問に移りますが、なぜ市立病院かという部分でありますけれども、市立病院が担う部分、ものとしては、例えば救急とか小児・産科とか民間にはできない不採算部門を担うことが市立病院の大きな役割だと思っております。

それから、3つ目のご質問の経営形態についてのご質問であります。これにつきまして、議員もおっしゃいましたけれども、昨年末に総務省から公立病院改革ガイドラインというものが示されております。この背景として、ちょっと説明になりますが、この背景としては、近年多くの公立病院におきまして損益収支をはじめとする経営状況が悪化するとともに、医師不足に伴い診療体制の縮小を余儀なくされるなど、その経営環境が厳しい、極めて厳しい状況になってきていることがあります。こういう背景のもとにこのガイドラインというものが示されたわけでありまして、幸い、当院につきましてはこれまで経営状況、それから診療機能とも全国でも有数の病院、自治体病院であります。しかし、このガイドラインによりまして、病院事業を設置する地方公共団体は平成20年度中、来年度でありますけれども、3つの視点からの公立病院改革プランというものを策定しなければならないことになりました。その3つの視点の1つが経営形態の見直しでありまして、結論になりますけれども、病院としては、このガイドラインも踏まえ健全な経営と市民サービスの確保の観点からどのような経営形態が望ましいか、これから検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（明智忠直） 病院経理課長。

（「いやちょっと待ってまだ答弁漏れ。結局4人の方が外部から来ていますけれども、この前の職歴、どういう仕事をやっていたのか。部長は県から来たけれども例えばどういう仕事を、病院関係の仕事をやっていたのかその辺。それからあと市長に、それらの幹部職員をどういう意向で、病院来たのかその辺」の声あり）

議長（明智忠直） 答弁漏れがあったようでございますので、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） その部分はちょっと通告にございましたので、私は自分のことですから分かりますけれども、ほかの3人については大まかな出身しか分かりません。私は県庁の中でこれという特定のところで長いところはありませんけれども、かなりの部をまたがってやってきておりまして、ただ病院の経験はありません。職歴についてはそんなところあります。

（「ほかの方は分からないか」の声あり）

病院事務部長（伊藤敬典） そこまでは現時点では私は把握をしておりません。

議長（明智忠直） 伊藤市長。

市長（伊藤忠良） では、私のほうから病院が外部から幹部職員を招いたこと、これは病院の経営そのものは病院に任せておりますから、病院がこういった時期でそういった皆さん方を招いて経営をしっかりと立てていくという必要性に駆られて招いているもの、そのように考えています。

議長（明智忠直） 病院経理課長。

病院経理課長（鈴木清武） 1番の現在の経営状況についてというご質問について答弁いたします。

まず、19年4月から20年1月までの収支状況について申し上げます。

1月までの累計で2億6,100万円程度の黒字となっております。収益ですが、大部分を占めます入院、外来収益は順調に伸びております。

先ほど質問の中で交付金といいますか、こちらが14億円あって実質赤字ではないかというような質問がございましたが、先ほど事務部長からの答弁があったように、市立病院として、要は民間の病院ではできないような仕事を公立病院として担っております。その主なものとして、例えば精神の欠格関係のそういうものを扱ったりとか救急医療の第三次までをやっている、それから小児救急関係のそういうものをやっていますよ、それから周産期医療、こういったもろもろのことに対して国・県からのそういう補助金という形で市を通じて病院のほうに入ってきているものであって、決してこれで要は病院の経営が赤字というものではないものと私は思います。

以上です。

議長（明智忠直） 病院再整備室長。

病院再整備室長（鍋木友孝） それでは、私のほうからは3点目にございました資材高騰による建設計画についてというところと、それから6番目にありました資金調達の方法、補助金、交付金というところで回答させていただきます。

まず、3点目の資材高騰による再整備計画ということでありまして、建設資材が高騰しておりまして建設費も上がっているということは聞いております。現在は、工事の仕様でありますとかを設計事務所、そして建設コンサルタントと一緒に再検討をしております、建設費の圧縮に努めております。また、入札方法の工夫につきましても検討していくこととしております。

それから、6番目にありました建設資金の調達ということでありまして、まず、この調達方法につきましては、現金預金、満期を迎えます国債などの内部留保金を充てます。

そのほかにつきましては起債を予定しております。企業債でありますけれども、内容としましては財政融資でありますとか銀行からの借入れを予定しております。補助金についてでありますけれども、県の補助金については現在来年度の予算に盛り込んで県のほうで議会を行っているというところでありまして、これにつきましては決まり次第議会にもご報告させていただきたいと考えております。また、負担金についてでありますけれども、地方交付税を原資としまして市から繰り出しを受けるものであります。このうち企業債の償還に対しましては国から元利償還の22.5%が交付税措置されるということで、それが病院の収入になるというような状況であります。

以上であります。

(「借入金の予定」の声あり)

病院再整備室長(鍋木友孝) 負担金の予定でありますけれども、元金の……、ちょっと待ってください。

(「いや、借入金だよ、借入金」の声あり)

病院再整備室長(鍋木友孝) 借入金ですね。借入金は、多分財政融資のほうの申し込みをこの5月に行いまして、決定が9月ごろあろうかと思っております。それでほとんどの部分につきまして、そのうち建設費につきましては入る率、それが建設部分につきましては100%対象になります。一方、機械、そちらのほうは50%というような状況なんですけれども、トータルしましても実際は70から80%はかたいだろうと思っております。ただ、試算に当たりましては安全を見まして50%ずつというようなものを見込んでおります。トータルとしましては209億円と、当初の予定どおりでございます。

議長(明智忠直) 財政課長。

財政課長(平野哲也) それでは、高橋議員のご質問で、私のほうは4点ほどだと思っております。

現状の財政状況でございますけれども、財政状況、公債の残高あるいは実質公債費比率でございますけれども、起債の残高につきましては、先ほど議員のほうから483億円ということで、483億7,700万円程度、全会計を含めましてでございます。それから、平成19年度決算見込みによりまして実質公債費比率でございますけれども、19.9%程度と推計をいたしております。

それから、2番目に県内各市町村の指標と旭市ということですが、18年度の決算の中で一応主だった、指標といたしましてはたくさんございますので主だったものを、特に今の公債費比率に関係しまして実質公債費比率で申し上げますと旭市のほうが18.5で、これは順

位的には下からといたらいいんでしょうか、悪いほうで9番目ということです。それから、ほか二・三点申し上げますけれども、実質収支比率、これは黒字の関係でございます、これは千葉県で2番目にいいほうでございます、12.0%。それから経常収支比率、これにつきましては22番目でございます。56市町村中22番目、89.9%です。それから財政力指数ですけれども、これは合併前は少しよかったですけれども、合併して急に下がりました0.51ということで、これは県内49番目の位置でございます。主だった指標については以上のような状況でございます。

それから、3番目に公債費負担適正化計画ということでございますけれども、これを実は先月ですか、市町村課のほうを通しまして提出したわけでございますけれども、この中の公債費負担適正化計画の中で試算しました実質公債費比率、どの辺がアップーなのかということでございますけれども、やりましたら平成24年度くらいに20.3%くらいになるのかなと、これがアップーかなということで考えております。その後減少を少しずつしていきまして、平成29年度には17%台に戻るのかなということで推計をいたしているところでございます。これは県のほうにも提出してございます。

それから、4番目に繰り上げ償還の関係でございます。これにつきましては、昨年8月、法律改正を受けて総務省の自治財政局長のほうから通知が来まして、この実施要綱というものが出されまして繰り上げ償還、いわゆる政府系の資金について繰り上げ償還は今までは認めていなかったわけですけれども、これが認められるようになったということで、ご承知のとおりでございます。

どういうものかなるといいますと、政府系の資金の中で利息が5%以上の地方債について繰り上げ償還ができると。3年間をかけて繰り上げ償還ということで、平成19年度は7%以上のもの、それから20年度については6%から7%の間のもの、それから21年度については5%から6%。ただ、この中で繰り上げ償還といいまして、もろもろの条件がございます。例えば、その繰り上げ償還をしてしまいますと同種の起債は3年間貸していただけないとかいろいろございますので、今後選択が出てくるわけですけれども、一応旭市で今5%以上の政府資金の対象になり得る総額としましては2億8,900万円ほどございます。

この中で、先ほど申し上げましたようにもろもろ、この間繰り上げ償還してしまうと次の起債は3年間借りられないというような条件もございますのでいろいろ選択はあるんですけれども、取りあえず平成19年度、この間補正予算で申し上げました19年度で1,600万円ほど繰り上げ償還をやる予定でございます。これによりまして利息が111万3,000円ほど軽減され

る、それから予算書にございますこれは20年度の当初予算でも2,682万9,000円ほど計上してございます。

それで、昨年のまだ予算編成の12月末くらいの時点では、この繰り上げ償還をやったことによって、今まで交付税算入されるものがありましたので、その辺が繰り上げ償還したことによって交付税が入らなくなっちゃうということではもったいないということで、その辺を県のほうにもお聞きしたり国のほうにお聞きしたりしていたんですが答えが出ませんでした、予算編成時点では。それが1月末に説明会がございまして、繰り上げ償還しても交付税算入はそのままやると、国のほうでやってくれるということになりましたので、この辺を含めましてまた20年度では補正予算で若干追加をしたいと思います。それから、21年度の方だけでも1億7,000万円ほどございますので、こういったものをできる限り繰り上げ償還を実施したいなということで考えております。

以上でございます。

(「ちょっと答弁漏れ。実質公債費比率の近隣の市町村の率と県内の順位。それからあと市長に最初の公園問題で、12月議会で海上の排水、それから学校を優先した中で公園……なぜ三川を優先して……その辺」の声あり)

議長(明智忠直) 伊藤市長。

市長(伊藤忠良) それでは、私のほうから、なぜ今下宿公園をというお話でございますけれども、まず一つ、海上の排水問題でありますけれども、当初計画をしたいいわゆる三川派線の拡幅という問題が非常に難しくなってちょっと暗礁に乗り上げています。それに替わるものとして、今海上の皆さん方といいますより、飯岡の西部のほ場整備がございまして。それに併せてぜひこの排水問題は対応していきたい、そのように考えております。下宿のほうへ、先ほど担当課長が申しあげましたように有利な補助金が使えるということで、これはもう飯岡町の時代からの地域の皆さん方の要望でありますから、それをしっかり取り組んでいきたい、そのように考えています。

議長(明智忠直) 財政課長。

財政課長(平野哲也) 失礼しました。近隣の実質公債費比率の状況で、この18年度でございますけれども、近隣と申し上げますと、匝瑳市16.5%、銚子市が14.5%、香取市が15.9%、このくらいでよろしいでしょうか。

議長(明智忠直) 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） それでは、再質問します。

まず、この下宿ふれあい公園ですが、関係者へはどのように説明を行ったのか、また関係者の反応はどうであったのか。

それから、下宿ふれあい公園の買収用地はどのように行っていくのか、また公園整備計画の予定地の中での大口地権者が反対しているとのことではありますが、買収できる見込みがあるのかどうか。もし買収できない時にはどうするのか。

それから、先ほど市長は排水問題は整備と含めた中でということでありましたが、言っただけが悪いですが、あまりにもこれでは場当たりのというんですか、そういう計画になってしまうと思うので、やはり計画を持った公園建設。

それから、飯岡の子ども議会ということで先ほど答弁ありましたが、子ども議会、それはいつごろ開かれたのか、その辺ちょっとお尋ねします。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） 場当たりのというご指摘でございますけれども、これは新市の建設計画にもしっかりうたっていますから、決して場当たりのではございません。

議長（明智忠直） 都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） 説明会はどのような形で行ったかとか、あと反対者等のことでございますけれども、まず、平成19年9月に地権者の方に説明会をさせていただきました。地権者の方は16名でございます。おおかたの地権者の方からはご協力をいただいております。ただ、残念ながら大口地権者の1名の方がいまだまだ賛成はいただいていないのが状況でございます。私どもこの賛成を現在いただいていない方に対しましてお会いしまして、誠心誠意を尽くしてお願いしているところでございます。計画は当初計画したとおり進めていきたいと考えております。

それから……、

（「買収できない時は例えばどうするのか」の声あり）

都市整備課長（島田和幸） 買収できない時はどうするかということでございますけれども、申し訳ございませんが、私ども今買収できる見込みで計画させていただいております。先ほど申し上げましたけれども、誠心誠意尽くしてこの反対している方をお願いしてまいります。

以上でございます。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） いずれにしてもこの下宿ふれあい公園は地域のためにやるわけですが、1人はかなり強硬だということでございます。そういう中でこれは担当としては頑張ってもらいたいと思います。ただ、そういう中でもしこれが何ていいですか、最終的に買収できなかった場合、中途半端な公園になってしまうと思うんです。そうなった場合、やはりどういうふうにするか。中途半端な公園は造れないと思うんです。これは十分考えていただきたいと思います。これは土地収用法等の絡みもございますので、その辺は慎重にやっていただきたいと思います。

それからあと、先ほど市長はこれは計画にあるからということでございますが、それではなぜ袋公園、19年度からの予定だったわけですね。なぜ三川でなく袋公園をやらなかったのか、まずその辺についてお尋ねします。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） なぜということでございますけれども、まず一つは合併に際する有利な資金の活用ができること。袋公園のほうは都市計画の公園の事業でありますからそちらで進めさせていただくことができますけれども、三川下宿ふれあい公園に関してはその事業の適用というわけにはまいりません。ですから、合併の有利な資金を活用できる時にこれを手がけたい、そのような形で今取り組み始めたところでございます。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） いずれにしても公園についてはかなりいろいろ補助金あるわけなんです、では袋公園については拡張工事、平成20年度に都市計画決定を受けた中で、整備については平成23年度以降に考えていくということ为先送りしたわけでございます。これは当初の計画では平成19年度から用地の買収に入っていく予定だったわけです。そんな中でこれらの拡張区域の関係地権者にはどのような説明をして対応しているのか。

また、今下宿ふれあい公園の整備がスタートし公園整備が大きくなる中で、中でも大きなウエートを占めます用地の買収、今後の公園整備の方法も検討してはどうかと思うわけですが、例えば文化の杜公園についてはだいぶ用地買収が進んでいると思うんですが、都市計画道路である県道沿いに当たります部分の用地買収については価格面でかなりいろいろ問題があると聞いております。そのような所はこれから買収する中で無理に整備するのではなく、公園の一部から除外するなどの検討もしたらどうかと思うんですが、その辺はどうお考えですか、お尋ねします。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） 最初に、袋公園の地権者への説明でございますけれども、当初2期工事のほうは平成18年5月にこの説明を行っております。本当に地権者の方には申し訳なく思っておりますけれども、誠心誠意を尽くしまして事情を説明しましてご理解をいただいているところでございます。議員おっしゃいましたように、平成20年度に私ども今この2期工事の所の都市計画を予定してございます。公園としての都市計画でございますけれども、当初はたしか議員おっしゃいましたように早い時期の用地買収をする予定でございましたけれども、いろいろ事情ございまして今年度都市計画で、それで平成23年度以降に財政状況等を見ながら整備を考えております。このお話も地権者の方にお話ししましてご理解をいただいております。

それから、公園の一部の除外という、これは確かに文化の杜公園、非常に用地買収の面積が約7万平米ございます。県道沿いについては確かに議員おっしゃるような価格のほうもかなりの値段がいたします。確かに議員おっしゃったように一部の区域の除外ということもございまして。そういう考え方もあろうかと思っておりますけれども、その件につきましていろいろな方法、どんな方法がよいかいろいろ勉強してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（明智忠直） 高橋議員にお伺いしますが、公園問題について総合的にやっているような感じがしましたので、1番目の（1）の下宿ふれあい公園についてはいいでしょうか。今の質問は2番目の公園建設計画ということの2回目でもいいでしょうか。

（「いいです」の声あり）

議長（明智忠直） では、そういうことでご了解をいただきたいと思っております。

高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） いずれにしても、文化の杜も今そんなに公園は必要ではないと思うんです。そんな中ではそういう難航のする場所は、また価格の高い所をあえて公園にする必要ないと思います。それと同時にまた袋公園、また2期が予定されるようですが、結局あそこには、見ますと第1期の中で溜のほうに移転した方もいますよね。そうしますと、あそこを見ますとちょっと中途半端なことになってしまうわけです。それから、何ですか、今度の2期にはやはり構築物がかなりあるという話を聞きますけれども、結局構築物というのは補償が大変なんです。簿価ではなく、あれは再取得ということで新しく建てたらということ

ですから。ですから、そういう中で公園にあえて構築物のある場所をするのが妥当かどうか。結局税金の負担が重くなってしまうと思うんです。ですから、公園にはなるべく構築物は避けて通ると、公園にはかけないと、それが基本だと思います。

それでまた袋公園ですか、あそこ全部やったらかなりあれですね、こっちを、県道旭小見川線右側豚舎等ありますのでかなり臭気がするわけです。ですから、あそこをあえてそこまで2期でやっていく必要があるのか、その辺もやはり検討したほうがいいのではないかと思います。その辺。これは市長でなければ答弁できないと思うんですが、課長ではちょっと。基本的な問題ですからできないでしょう。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） 今の高橋議員のご指摘、十分にこれからの検討課題の中に取り組んで考えさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（明智忠直） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 6分

再開 午後 1時14分

議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋議員。

21番（高橋利彦） それでは、病院問題のまず現状の経営状況について再質問いたします。

先ほどの答弁ですと妥当な数字だということであったわけですが、この利益は年々減っているわけございまして、そんな中で今年の平成19年度の1月末の数字も出ておりますが、2億数千万円の利益が出ているようになっているわけですが、しかしこの数字を見ますと、今回特別交付金が出るわけですが、その数字まで含まれているような感じがするわけですが、そうなりますとこれは何ていいですか、早く言えば建設を目の前に控えた中で、ただつじつま合わせの決算書、月次決算、こういうふうにかがえるわけですが、その辺どういうふうに行っているのか。

また、市長は当然のこととして、月次決算を毎月20日には病院のほうからもらっていると思いますが、そういう中で、この過年度を含めた中でこういう中央病院の利益が減っている中でどういうふうを考えているのか、その辺双方からお尋ねします。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） 私は中央病院、本当によく頑張ってくれているというふうにとらえております。いろいろな要因がありますからなかなか毎年同じように一定の利益を出すということは難しいだろうと思いますけれども、それなりに今の中央病院を拝見いたしておりますと、いろいろな、例えば電子カルテに取り組んでいただいたり、あるいはさまざまな最先端の医療器具等を購入したり、本当に患者のことを考えていろいろな努力をしてくれているわけがありますけれども、そういった中であつても多くの公立病院が赤字経営に陥っている中で中央病院だけはしっかりした黒字を出してくれている、そういった中央病院のあり方というものを私は本当に信頼をしておりますし、そういった意味では今の中央病院にとって再整備というのはどれだけ大事かということも十分心得ているつもりでございますから、精いっぱい協力をしていきたい、そのように考えています。

議長（明智忠直） 病院経理課長。

病院経理課長（鈴木清武） 現在の経営ということなのですが、旭中央病院は、市立病院ではございますけれど診療圏100万人という中で公立病院としての責務があります。そういった中で、24時間体制の救急医療とかいろいろなものをしていっている中で国・県のほうからそういう補助金なりを、普通の民間病院ではできないような事柄を旭中央病院はやっていますので、そのおかげで現在の近隣の市町村も含めて皆さん恩恵をこうむっているわけですので、そういった中で病院の歴代の皆さんの努力もありまして何とか国・県からの補助金のみで黒字経営という形を続けているわけです。

以上です。

（「いやいや、月次決算の数字がおかしいのではないかと思うんです、
以上です」の声あり）

議長（明智忠直） 経理課長。

病院経理課長（鈴木清武） 月次決算というのは、これはあくまで病院が毎月々の収支状況を把握するための資料であつて、決算はあくまでも3月末の決算です。3月末の決算予想という形を出しているのと、これは毎月毎月というのは、これは単月で毎月の、例えば年1回

しか出ないものもあります。減価償却は3月末しか出ない、それから収入等においても例えば^{みつき}三月に一遍しか入ってこないものもあります。それから企業債の償還金とか利息の支払い、こういったものは半年に一遍しか出ないものがあります。こういったものを病院としては月々の収支状況をならして見て月々の収入が入金と支払い等でどうなのかということ、ただ病院がこれは独自の資料として判断しているものであって、あくまでも公的には決算で利益等を判断しています。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） ちょっとそれはかみ合わないんですが、1月末では2億6,000万円の利益になっているわけです。そういう中で減価償却とかそれから交付金、これは当然最終的な決定になるわけですが、それら当初予算で組んだものを月次でならしてある中で交付金については既に特別交付金が今度決まったわけです。それらを含めた中でこの数字にして2億6,000万円にしてあるんですが、これは建設を目前に控えた中で赤字決算ではおかしいからということで作った数字ではないかと思うんですが、そうすると当然これは粉飾決算みたいになってしまうんです。その辺をお尋ねします。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

病院経理課長（鈴木清武） 財政課長のほうからの説明でもありましたように、交付税という形で特別交付税、普通交付税の2つを病院はいただいています。これについては今ここで決まったというのではなくて、前年度の実績に基づいてまず病院のほうは予算立てをします。予算立てをした中で実際には7月と12月にある程度の目安がついて、12月末に特別交付税の、これは決定ではないんですけれど内定というような形で19年度分が決まるわけです。これに対して病院のほうはあくまでも前年度の18年度の既にいただいたやつで予算立てをしていますから、それが国のほうで、財政課長からの説明があったように、大きな災害とかそういうのが無ければその分のもらえる部分が大きくなります。ですから、例えばの話、新潟のそういう大きな災害とかそういうものがこれからもし3月中に発生した場合には削られることもあると思いますけれども、現時点では12月末現在でだいたい内定という形で数字をもらったものを12か月分にならして病院のほうは収支状況の中に入れて管理しております。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） ずっとこの1月以前はそういう交付税、減価償却は当初予算で計上してきたわけです。しかし、そういう中で交付金についてはもらえるべきもの、まだ正式に決

まらないものを今度はここで入れてしまっているんです。ですから、それは従来の中までの12月までの決算とは全然決算方法が、全然月次とは違ってしまいます。ですから、これはただ本来であったら入れられない数字なんです。それをなぜこういうふうにしたのか。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

病院経理課長（鈴木清武） 例えば18年度の決算でいきますと、18年度については実際には17年12月の時点で特別交付税になるような数字が決まった形でやっていました。実際には市のほうから数字が少し多目にいったのでそれを戻してくださいという形で、その時点では18年3月に約3,500万円くらいこれは病院のほうから市のほうに戻していると。ですから、今言ったように、当初の予算があってというのは、それはあくまでも前年度の実績に基づいて予算立てをします。それに対して7月に普通交付税がほしい内容が決まり、12月に特別交付税の内容が、これは内定という形で決まるわけなんですけれども、それに基づいて病院は当初の予算立てで12か月分を毎月毎月管理していたものを再度その時点で、7月の時点でもまた引き直しをしますし、12月の時点でも引き直しをして、最終的に月次時の収支の実績表と今回の毎月毎月管理しているものが一緒になると、同じ数字になるということです。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） 幾らこれ言っても回数がありますのでしょうがないです、これはこのまま終わります。ただ、私はこの粉飾決算、建設を目の前に控えた中でただ見せかけの決算書だと、私はこういうふうに理解します。

それでは、2つ目として幹部職員をなぜ外部から招いた問題でございますが、先ほどの部長の話では病院経営が専門化した中で外部から4人招いたということでございまして、部長の前職は分かりました。職務ですね。そうしますと全然病院に関係ない。そういう中であとの3人は分からないということでございますが、私は全部の職員の前歴を云々ということは言いません。ただ、外部から来た人間がどういう仕事をやっていた、そのくらいは当然職責上これは知る、知って当然だと思います。その上でまた入れたと思うんですが。

それから、先ほど市長はこの問題について病院の問題だということでございますが、市長もその辺は全然、なぜどういう職歴の人を入れたか報告はなかったんですか、その辺をお尋ねします。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） 病院は公営企業全適で、病院のほうで責任を持って経営に取り組んでくれております。その病院が必要だからということで招じ入れた雇用に対しては私のほうでとやかく言うつもりはありませんし、そういったことも全く考えてもおりませんので、その辺はもう病院にお任せをしてあります。

議長（明智忠直） 病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） 採用するに当たってその職歴を知るべき、知っておくべきではないかという、もちろん履歴書等は拝見をして知っているわけでありまして、ただ、手元にその資料を持っていないがために詳しいことは答弁できないということを申し上げたわけでありまして、例えば今ここですと鈴木経理課長が今年の7月1日に千葉興業銀行から来ておりますけれども、彼は銀行の支店長などを経歴して直前は本社にいた人であります。あと外部から来ている、例えば9月1日に事務次長を採用しておりますが、彼は民間病院の企画部長を務めていたことは承知しております。

以上でございます。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） それでは、まずただいまの外部から来ていただくことについて、市長は公営企業全適だから私は関係ないということです。そう私は受け止めたわけですが、しかし、公営企業法には、事業管理者はやはり市長が任命権を持つ。しかし、そういう中でまた月次決算についても事業管理者は市長に毎月報告をする。それから主だった職員の人事、これは公営企業法15条にあります。管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員、これは当該地方公共団体の長の同意を得なければならないと。そういう中でまた市長が全然をそれを知らなくてはやはり市長若干問題があると思うんですが、その辺お尋ねをしたいと思います。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） 責任逃れをしているわけではないんです。病院のほうからは、管理者からはこういった形で人物を招きたいというような相談ちゃんと受けています。ですから、病院が必要であればそれは大いに結構ですよということです。

議長（明智忠直） 病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） なかなかこの辺はちょっとかみ合わないところも、例えば私にしても、自分自身のことをちょっと申し上げて大変恐縮なんですけど、内示を受けるまでここ

に来ることは知らないんです。例えば私も千葉興業銀行にお願いをしました。候補として挙がってきたのが鈴木経理課長でありまして、それは銀行としていい人を選んでくれた、そういうふうには私は理解をしています。ですから、銀行の中に行ってこの人が欲しいというふうには言ってなかなかそれが通るものではありませんから、それは銀行の中で選ばれてきた人を適任者として利益を見ながら採用していると、そういうことであります。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） そうすると、全然先ほどの答弁と違ってしまうわけです。結局、自治体病院の経営環境、専門的になったからということで専門屋を入れたと、しかしながら実際にはみんな素人の方々が来たということです。では、趣旨、最初の目的と実際の人事は全然違ってしまふということです。ですから、その辺を私はやはり危惧を抱くわけです。なぜ外部から招くなら病院経営に、また経理に専門の人を招かないのか。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） それぞれ必要な能力を持った人を選んでいるわけであって、私が言ったのは、個々の人については分かりませんが、例えば経理については銀行で経理に明るい人、それから民間病院で病院事務に明るい人。例えば私の場合ですと、市立病院でありますから行政経験があるということで恐らく県に要請があってその中で私が選ばれた。ですから、個々の人は分かりませんが、経歴や能力についてはしかるべきところをお願いをして、そういう人が来ているというふうには私は理解をしております。

議長（明智忠直） 病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） ちょっと補足をしますけれど、4名ほど外部から入っておりますが、2名は病院関係者でございます。今、事務長が説明したように、事務長と経理課長は県庁と銀行関係者ということでございます。それから、病院関係者は、次長は某急性期病院あるいはそれを経て某亜急性期病院の企画部長をやっていた者であります。それから、もう1名は私立大学の病院、私大病院の財政課長、企画課長、それからその出先のある病院のトップとしてやっていた人間でございます。ということで、病院関係者が2名とそれから銀行と県庁と、こういう外部の人間を入れております。目的はさっき事務長から説明したとおりでございます。

以上です。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） それでは、3つ目として資材費高騰などによる建設計画についての再質問でございますが、当初計画が317億円、ここへ来ましてそろそろの資材がかなり高騰しておりまして、果たしてこのままで当初計画どおりできるのか。そういう中で、例えば鋼材でも2割5分上がるとなりますとこの順序でいきますとかなりの建設費ということになるわけでございますが、そうなったらあれですね、建設計画、建設費がだいぶ違ってくると思うんですが、その際にはこの建設計画をどういうふうにしていくのかお尋ねをします。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

病院再整備室長（鍋木友孝） それにつきましては、先ほど申し上げましたように、今予算は当初の計画と同じ額で検討しております。それにつきまして材料費が上がることも考えまして、先ほど申し上げましたようにいろいろな策というか削減策、材料を見直すとか何かそこら辺のことをしているというような状況です。ですから、今のままの予算でいきたいと考えております。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） しかし、材料費を見直していくことになると、やはり従来どおりのものではなく結局安い資材を使うということになるわけございまして、そういう中でこの中央病院につきましてもいろいろあるわけございまして、それは先ほど人事の絡みで企画監なんかというのが入っています。この企画監についてはどういう役職かということになるわけですが、経営の向上、それから課題の抽出、対応策の企画立案・実行と、こういう仕事をやっているわけございまして。しかし、そういう方がいてもこういう問題は解決できないと思います。そういう中でまたさらに今度はアイテックですか、経費削減プロジェクトのコンサルタント会社、これを約3,000万円かけて入れているわけですが、この会社はそういう中でこれらにもかかわってくるわけですか。どうですか、その辺お尋ねします。

議長（明智忠直） 再整備室長。

病院再整備室長（鍋木友孝） アイテックはこの19年度の4月から契約して、いろいろ新剤とかそれから業務委託関係とかそれにかかわってお手伝いしてくれている会社であります。それで、新聞報道にもなっているんですけども、今後再整備計画についてというような提案があったということでありまして、そこら辺については提案があったというだけありまして、まだ、ではお願いするというようなことをしたわけではありませぬので、今現在その建設コンサルタントとかというようなところとも話し合っておりますので、今後そこ

に参画してくるとかどうかというのはまだ決まっておりません。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） いずれにしましても、中央病院は優秀な人材を外部から入れ、その上にいろいろな設計を含めた管理の会社を入れ、それでなおかつ足りないでこういう業務改善、業務のあれですか、経費削減のコンサルタントを入れると。これで果たして今後旭中央病院の経営、そして建設ができるのか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） このプロジェクトの委託会社まで入れて経営ができるのかというお話であります。これは病院にとってはもう毎日どうやって効率的な運営、きのうもちょっと神子議員のご質問にお答えをしたんですが、本当に効率化に向けてはやはりどうやって費用を節減して収益を上げていくか、まさに朝から晩までと言ったらオーバーですけども、そういうことをいつも考えているわけです。そのために、中にはこういう専門の人を入れて提案を受けながら事業そのものを見直していくということがどうしても不可欠になります。そして、そうしていかなければやはり健全な経営はできないような状況に来ていると思います。したがって、こういうことをやるからではなくて、むしろやらなければ旭中央病院だって生き残っていけないような状況に来ていると思います。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） では、4つ目の市立病院のあり方についてお尋ねしますが、先ほどの部長の答弁では民間にできない面、医療をするのが市立病院、公立病院だということですが、しかしながら現在の旭中央病院、市内の患者が3割、あとは外部から来ているわけです。それと同時に今もう優秀な職員を、従来の旭中央病院の生え抜きの職員ではできないという中で外部から入れているわけです。それにもかかわらずまた外部からいろいろなコンサルタントを入れ経営をしていかなければならない。それが果たして市立病院なのか。もう市立病院の枠を超えていると思うんですが、その辺どういうふうにお考えなのか。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） 市民の利用が3割しかないというふうなお話もあります。それで、しかも外部から人も招いてやっているというような状況で果たして市立病院かというようなご指摘だったと思いますが、しかし例えばこういう見方もあると思います。市民だけの

利用ではこれだけの医師を集めて、なおかつ高度で先進的な医療が行える自治体病院で果たしてあるだろうかということもあります。それから、今の医療状況、例えば国の医療政策の中で旭といえども、全国に有名な旭といえどもやはりさっき言ったように日々業務を見直していかなければ健全な経営はやっていくことが難しい状況にあります。したがって、これはもう市立病院とかということよりも、やっぱりまずその健全な経営が無ければ市民に対して安定した医療サービスができないわけでありますから、そういう意味で、確かに市民の利用が少なくてもやっていけるような病院、そしていろいろな難しい状況の中で健全な経営をやっていける病院、そういうふうに努力をしていくことが結果的には旭市民のためになることだと理解をしています。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） それは医療面では十分分かるわけです。しかし、やはり経営があって初めて病院経営からそれから医療問題が解決されるわけです。経営が無くなったら幾ら何といたしてもこれは医療面もできないわけでございます。確かに旭中央病院これだけ大きくなった、それは外部からの患者が増えたから。これは私も否定しません。それがあったからこれだけの大きな病院になり、またそれだけの設備を整えることができた、だからまた医者も増えた、それから患者も増えた。ただ、ここまで来たら果たして今のまま市立病院でいいのかということなんです。

議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） 病院の、ただ、今もちろんご案内のとおり市立病院でありますけれども、その市立病院でいいのかどうかというお話であります。さっきもちょっとお話を申し上げましたけれども、国のガイドラインが示されて経営形態の検討ということも考えて、来年度中には改革プランの中に経営形態に関する考え方も入れてプランを作らなければいけないわけであります。その時に、さっきも申し上げました。要は、ですから市民のためにどうあるのがいい形、そしてまた経営にとってもいい形かということから、経営形態についてもこれから当面は恐らく市内部から、例えば病院と市内部でまずは先になると思いますけれども、そんなことで経営形態については検討させていただきたいということで申し上げます。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） 次に、経営形態でございますが、経営形態についてはやはり今医療問

題が大きく変わっている中で経営形態の見直しは絶対必要だと思います。銚子市も何ですか、話に聞きますと、公設民営化の方向付けをしているとか何とかと聞きますが、やはり旭中央病院もこれだけ大きくなったら近隣市町村、やはり応分の負担を持ってもらった中で例えば一部事務組合にするとか、それをさらに一步進めて独立行政法人にする、それがやはり今の病院の経営運営、一番いい手段ではないかと思うんですが、それにしてもやはり建設した中で進めますといういろいろ他の行政からも抵抗があると思います。そういう中で、建設を控えた中でどういうふうに検討しているのかお尋ねします。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） まず、経営形態についてはこれから議員ご指摘の一部事務組合あるいはその独立行政法人、そういう形態も含めてどんな形がいいかは検討していきたいと考えております。それでは、最近、高橋議員おっしゃったのは再整備との関係でまずその辺が固まってから再整備をやればいいのかというようなご趣旨のようでありましたけれども、再整備は再整備でこれまた急ぐ事情、理由がありまして、その経営形態が例えば固まってからというともうこれはやはり時機を失してしまうような、再整備は再整備で急ぐ理由があるわけでありましてこれは同時に再整備は再整備で進めながら、それで経営形態についてはまた経営形態で別途検討を同時並行で進めていくと、そういう作業になるかと思えます。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） では、どういうことで時機を失してしまうのか、その辺答弁いただきます。

議長（明智忠直） 病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） これはもう再整備の必要性についてははるるご説明を申し上げてきているところでありますけれども、まず一つは、もう何十回も申し上げておりますが、例えば震災対策の面。もう非常に老朽化しているわけでありまして。震災対策の面からそうでありまして、それから機能の面から見ても非常に非効率的になってきております。そして、あとは例えば人材確保の面からいってもやはりここは田舎、地方でありますから、例えば医師や看護師を集めるためにはやはりそれなりの魅力ある病院でなければいけない。そういうことから、しかも今は周辺の病院が非常に急速な勢いでいろいろな経営やその診療機能の面で休止に陥りつつあるわけでありまして、そういう中で旭もいたずらに時間をかけてしまい

ますと、この旭中央病院でもやはり同じようになってしまう危険があるわけでありますから、そこを早く手を打って早くいい病院にしてより力をつけていくことはさらに大きな発展につながる、そういうことから再整備を急いでいるわけであります。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） 他の市町村もこの医療問題、問題があるという中で旭だけがなぜそれだけリスクをしょわなければならないのか。むしろ近隣の病院は医療問題で困っている、病院で困っているのであればやはり近隣にもそれだけ負担をしてもらう。そうでないと、もし万が一何かがあったら旭が一番困るわけなんです。建設ありきではなく、やはりまず経営ありき、そういう中でどういうふうに考えているのか。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） おっしゃる意味はよく私も理解ができると思いますが、ただしやはり平行線になってしまうのは、やはりまずこの病院が力をつけることは、この病院ばかりではなくて将来地域周辺全体にとっての医療のその力をつけることだというのが今私ども病院の考え方なんです。高橋議員はそれはリスクだとおっしゃいますけれども、もちろんリスクはあるかもしれませんが、そのリスクが生じないように今精いっぱい努力をしている。いろんな策を講じながら経営の健全化、リスクが生じないように今努力をしている最中であります。

それで、この間、千葉日報にも載りましたけれども、例えばこの大きな起債、借金が膨らむというふうな記事がありました。それで再整備に……、ちょっとこの辺お話ししてよろしいでしょうか。再整備により起債が350億円以上に膨らむ起債というふうに書いてあります。これは明らかに事実と反するわけでありまして、今の私どもの見込みですと平成23年度に299億円、これは最大の起債。今後もし補助金等がいただければ当然起債額も減りますから、この350億円というのは根拠のない数字だというふうに申し上げなければいけません。それで、なおかつこれだけもうちょっと言えば、今後の大幅な利益増が返済の裏付けというふうになっていますけれども、これまた少し事実の認識が違うところがありまして、私のほうは毎年内部留保資金というものが生まれるわけです。それは当然減価償却費であったり、もちろん利益もありますけれども、ただ、利益というのはその中の一部でしかないんです。ですから、この利益が無ければ返済できないというのもこれまた事実と反するというふうに私は理解をしております。

以上であります。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） 内部留保資金というのは減価償却引当金でありまして、これは利益が出なかったらこれは無くなってしまいうわけございまして、そういうことより、この問題についてはやっぱり事業管理者を含めて答弁しづらいから部長が答弁したと思いますが、しかし部長ではこれは本当の意味の答弁できないでしょうから。これは回数ありますので。

次に、建設資金の調達の方法でございますが、総務省では1床当たりの病院建設資金、費用、これは1,500万円くらいの中で交付税対象にするということを打ち出ししています。自治体病院は1床当たり約3,300万円かかると、しかし独立行政法人の造る病院は1床当たり1,600万円と。そういう中で1,500万円をめどに交付金の対象にするようなことを打ち出ししておりまして、そうなりますとかなり交付金のめどが狂ってくると思うんですが、その辺どういうふうにお考えなのか。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） 確かにガイドラインの中に、これは先生方にお配りしていない先生もいらっしゃるかもしれませんが、この中に今の地方財政措置の見直しという項目がありまして、その中で一つに交付税措置についても確かに触れているんです。ちょっと読みますと、「今後の病院施設等の整備費について、病院建物の建築単価が一定水準を上回る部分を普通交付税措置対象となる病院事業債の対象から除外することを検討する」というふうになっているわけでありまして。

もちろんこのほかにまだ検討項目ありますけれども、起債について言えば一定単価を超えたものについては除外することを検討すると、普通交付税措置からです。ということでありまして、これは総務省の直接担当のところには聞けませんけれども、そこに聞いているんです。ただ、ある方は1床当たり1,500万円とか平米当たり30万円とかという方もいらっしゃいますけれども、それはまだ決まっていないわけでありまして。それは今後いずれ決まるかもしれませんが、やはりその病院によって、例えば旭中央病院のような病院とベッドしかない病院では全く単価が違うわけでありまして。ですから、そういう意味から、旭中央病院としても国のほうに対してもう少し実態に合ったような形でということをお願いしていきたいと思っております。ですからまだ、お答えしたいのはその分は決まっているわけではないということ、今後検討されるということで、それに対しては病院からも声を上げていかなければ

いけないと思っていることをお答えしたいと思います。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） いずれこの建設について資金計画とこれは建設が絡む問題でございますので、結局建設については独立行政法人の病院あたりは千五・六百万円でできると、しかし自治体病院はその倍以上かかると。やはりこういう資金計画を含めた中でいかに安く病院を建設するか、これは当然検討すべきだと思います。それでできないならまだしも、ほかでは、独立行政法人なんかで造っている病院ではそれで建設ができるわけですから、それをあえてコストの高い病院建設、これやるべきではないと思いますが、そういう中で今後の設計を含めた中でどういうふうに考えていますか。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

病院再整備室長（鍋木友孝） 安く造るというようなことで検討しているわけでありましてけれども、先ほど言いましたように仕様の見直し、材料の見直しになります。例えばスチール材をステンレス材に替えるとか、内装の見直しとか、あと外装の見直し、例えばタイルを塗装にするとかということがあります。あと数の数量の見直しということもあまして、階高の縮小でありますとか、可能性としましてあと電気室の縮小とか、それから空調機、手洗い、シャワー、照明器具、そこら辺の数量を少なくすることも考えております。それから、方針といたしまして、空調の電源のシステムの見直しでありますとか、あと発電機を例えばガスタービンからディーゼルの発電機とかそういうようなことも検討しながら今後なるべく低い金額で契約できるように努めたいと思っております。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） その辺はこれからの課題だと思いますので、十分検討してもらったほうがいいと思います。

それでは、財政問題について伺いますが、この旭市も公債費負担適正化計画を出されたわけでございます。そういう中でまた高い財投の資金ですか、それらの返済もしていると。当然そうなりますとこの計画の中でこれからの旭の事業の形態も変わってくると思うんです。いかにそれは借金を減らしていくか。そういう中でこの適正化計画、国は何年の方向付けをしているのか。

それから、そういう中で旭は何年で出したのか、その辺の内容をお答えいただきたいと思っております。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） これから事業の形態が変わってくるというようなお話でございますけれども、これは市長のほうも常々言うておりますように、確かに起債の額、一般会計でも見た目は増えております。見た目と言いましたのは、その中でも合併後認められたその10年間というものは国のほうが積極的に合併特例債というものを、これは合併のもう趣旨の中でもいわゆる甘い水といいたいまいしょうか、合併の期間はその合併特例債認めるよと、それでしかもその70%は交付税に入れますよということに来ていたわけでございます、それに私どもは最大限乗りましてその有利な起債というのを借りていろいろ事業をこの10年間でやろうということをやっておりますので、そういった中で見た目の金額は上がるという形になるうかと思えます。

それから、公債費負担適正化計画でございますけれども、これは実質公債費比率が私どものほうは昨年18%超えましたのでこれを作れということになりまして、その18%を下回るまでの期間、ですから先ほど申しました今の推計でやりますと平成29年には17%台になるだろうという推計で県のほうへお出ししてあります。ですから29年までの見込みだけを出してあります。それ以降はもう下回ってあれば問題はないという形でございます。

（「いやいや、県の指導は何年になっているの」の声あり）

財政課長（平野哲也） ですから、今申し上げましたように17%を下回るまでですから、旭市のほうは29年度には17%を下回るということですから、29年度までの計画を出してございます。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） 結局国はおおよそのめどは7年で18%ということを出していると思うわけです。そういう中で旭は29年ですか。結局国の指針より長くなっているわけです。

それとまた借金に見た目も何も無いと思うんです。それと合併特例債云々くんぬん言いますけれども、国はただそうは言ってもそれを選択するのはやはり各市町村でありまして、例えば北海道の炭坑の町夕張市がつぶれました。あれもやっぱりいろいろ昔はリゾート法とか何とかありまして、そういう施設造ったら云々くんぬんと。結局それにただ借金、有利な借金ということで惑わされて選択しないで借金して結局破綻してしまったわけです。それと同じで、やはり幾ら有利な借金の制度があるからって、やはり甲羅に似せた借金、そしてこの借金というのは次の世代に譲らない。次の世代というのは我々の子どもとか何とかではあり

ません。我々議員が、また市長だってそんなに20年も30年もやっているわけではない、我々の一時代というのは10年そこそこなんです。ですから、もう我々の次の世代には借金を譲らない、それが我々のまた役目だと思うんですが、そういう中でどういうふうに考えるのか。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） 見た目も何もないということでございますけれども、決して私どもはそうは考えておりませんで、実際に一つの例を申し上げますと、現在の平成20年度の予算書の299ページ見れば20年度末の起債残高が270億円ということで、これはもうご承知だと思いますけれども、その中で例えば一番下のほうにございます臨時財政対策債、こういったものは仕事で何かを建てて借りたという金ではないんです。市町村の収支不足のために国が一時的に補てんしてきて、ですから100%算入です。これは後で月賦で国が払ってくれるという形です。だから、こういったものを実際に見た目の上では入ってきて、これは70億円、80億円あります。そういったものの中身を精査しますと、実際問題に交付税等に入ってくるものはもう60%以上ございます、270億円のうち。ですから、実質的には自分たちで負担するという起債は40%前後。そういった形で、今、市のほうはこういったものがあるので運営ができていけるのかなということには考えております。

それから、夕張市の借金どうのこうのということでございますけれども、夕張市と旭市を比べてどうなのかというのが一つあります。人口も違うし職業のあれも違います。炭坑もありました、向こうは。ざあっとインターネットで見れば、今見られるわけですが、何ていいますか、夕張市の場合にはそういったいろいろな公社、観光公社、例えばそういったところへ18年度で190億円くらい繰り出しをしています。ですから、私のほうにはそういった形で出すものは今のところはございませんので、中央病院出しても14億円。そういったもう個々の形が違うところではちょっと一概には比較できないのではないかなと。人口も1万3,000人と7万人と。そういうことでございますので、それは違うのかなと考えております。

次の世代に残すということでございますけれども、これはやはり何か事業を起こす時にその財源を1年間に20億円、30億円の借金もしないで建てると、これはちょっと今の自治体では不可能な話でございます、これはある程度一時的にお金を借りて20年、30年で払っていくことによってそういった大きな事業もできるということですので、これは必要な制度ではないかなという形で考えております。

議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

21番(高橋利彦) いや、臨時財政対策債、こういうのは関係ないわけです。これは税金が何ていうか、市の税金が減らされた分を国が面倒見ますと、これは借りて当然だと思っんです。また夕張市と言いますけれども、夕張市だってリゾート法の中で結局の夕張のまちを活性化させようと思っっているいろいろな施設を造った、しかしそれが裏目に出てしまった。だからそこで何ていいますか、借金の選択をすればよかったわけです。将来が見えない中であまりに借金するべきものではないと。

それで、やはり旭だっって必要なものはこれはある程度借金して造っっても構わない。しかしらないものは、いやいろいろな補助金があるから、資金があるから、これはちょっと問題があると思っんです。やはりあれでしょう、弓のつるだっっていっぱい張っておいたら切れちゃうわけです。やっぱりある程度弾力を持った行政運営。皆さん方は税金でやっっていますからそんなに考えないから、やはりこれ汗水たらして働いた金だったらそうはいかないと思っんです。そういう中でやはり借金するのは費用対効果、そういうことを考えてやったほうがいいと思っんですが。ただ借金して造ればいいではなく、公債費比率適正化計画の中でどういふふうに思っのか、その辺お答えいただきます。

議長(明智忠直) 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長(平野哲也) いらぬものまでやる必要はないのではないかというお話ですけれども、これは当然私どもは事業を起こす場合にはもうご承知のとおり基本計画なり総合計画なり新市建設計画なりそういうのをベースにしまして起債を起こし、それぞれの予算で議員の皆様方の賛成をいただいて実施しているわけですから、それをいらぬものをやっっているという形には私のほうではちょっと考えにくいと思っております。公債費負担適正化計画の中でもそういった極力有利な起債を使ってなるべく一般の起債は減らしていくと、そういう形で提出してございいます。

以上です。

議長(明智忠直) 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

(「まだ」の声あり)

議長(明智忠直) 4回終わりました。

一般質問は途中ですが、2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 8分

再開 午後 2時20分

議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

伊 藤 房 代

議長（明智忠直） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（4番 伊藤房代 登壇）

4番（伊藤房代） 平成20年第1回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回私は5点の質問をさせていただきます。

まず1点目、現在、中国製の冷凍食品の農薬の毒入りが数多くになり、日本での混入ではできないものまで汚染されていることが話題になりました。ギョーザ、魚の冷凍食品、キノコ類と数多く出てきました。我が旭市の学校給食にも中国製冷凍食品が使われていましたが、人体には害が無いとの結果が報告されております。しかし、旭市は、米、野菜、メロン、イチゴ、鶏卵、肉、養豚、輸入に頼らなくても自給自足ができる市ではないでしょうか。しかし、農薬の散布なしでは健全な食材が生育できません。私の実家でも土に消毒するため農薬を使用していました。その時の異臭は今でも鼻に残っています。旭市での野菜、米、メロン、イチゴ、鶏、豚などに使用している農薬とか肥料や畜産のえさの中のものや有害なものが無いか検査が行われているのでしょうか、質問します。

2点目、先日のニュースで、海上自衛隊のイージス護衛艦と漁船の事故がありました。調べの結果は、艦長のコメントで「ハワイ沖から房総沖に帰り、もう少しで陸だとのことで仮眠をとっていた。漁船がこんなに多く航海しているとは知らなかった。艦長の私の責任です」とニュースで話していました。「私の責任です」では済まされない事態が起こっているのに、無責任の軽々しい発言に憤りを感じております。房総沖とは旭市沖、銚子沖も含まれています。イージス艦は最新のレーダー、日本で一番のメカが搭載されているはずです。自衛艦とは人命を守る最新の船で、税金を約1,400億円使った船です。大きな艦体が小さな漁船、税金で働いている自衛隊員が税金を納めている漁師の漁船を見落として真二つに割り、漁師を海に投げ出し、まだ行方が分かりません。私は本当に他人事ではありません。航海の時間、漁船のコースなど情報公開はされているのでしょうか、質問します。

3点目、旭市におきまして本年4月より就学前の児童の医療費が無料となるということですが、小学校6年生までの医療費が無料にならないのでしょうか。旭市では、旭中央病院には小児科、産婦人科、女性専門外来もあり、救急車のたらい回しなどはゼロということで、誇りもあります。旭市は市町村合併で税制も安定してきて文化度も高いまちになり、自覚しています。少子化された現在、一人ひとりの子どもたちを大事にするためにも、小学6年生まで医療費を無料にすることはできないのでしょうか。

4点目、昨年12月定例会において旭駅のバリアフリーについて一般質問をいたしました。その時は、旭駅はJRとのことでしたが、駅トイレのバリアフリーは急務だと思います。また、エレベーターも設置するのが大事ではないでしょうか。予算的にも国土交通省から交通施設バリアフリー化設備費補助金の予算31億5,000万円がとられています。また、エレベーター整備困難駅における課題解決のための調査も予算1億8,000万円とられています。旭駅は旭中央病院への足でもあり、近隣付近からの来院者も旭駅の利用者が多くあると考えます。その旭駅がエレベーターもなく、トイレもバリアフリーでなく和式になっていますが、誰でも安心して利用できる清潔なトイレにしていきたいと考えます。どのように進んでいるのか質問します。

5点目、平成20年6月1日から住宅用火災警報器が義務となるとありました。住宅用火災警報器のことが先行しています。内容は、国の基準に適合し、日本消防検定協会の検査に合格した製品、認定マーク「NS」がついているとか、防災機器取扱店、ホームセンター、電器店などで販売しているとビラが配布されました。現在の不況のさなかにはすべての寝室に、また階段の上部にもとのこと、市民への説明も何もなく今年6月1日から義務付けとは、市民からの反発も始まっております。取り付けも費用がかかり、製品、火災警報器にも費用がかかります。旭市として費用の補助は考えられているのかどうか質問します。

以上で質問を終わります。

議長（明智忠直） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 伊藤房代議員の質問にお答えをさせていただきます。私のほうからは、就学前の児童の医療費の無料化を小学6年生まで引き上げられないかという質問に対してお答えをさせていただきたいと思えます。

もうおっしゃられるまでもなく、本当にまちの活性化というのは子どもたちの声がいろいろ

るな所で大いににぎわうようなそんなまちにしませんと活性化にはつながっていかないわけでありまして、そういった若いご夫婦に子どもをたくさん作ってもらうための施策としてこの乳幼児の医療費というものの無料化というのはもう私も常に考えているところでありますけれども、今回たまたま入院に関しては就学前まで無料になったのに併せて、それでは通院のほうも入学前までぜひ無料化をしようということで、4歳児からでありますけれども、市単独の事業として今議会に提案をさせていただいているところであります。できれば一気に小学6年生までいきたいところなんですけれども、その辺もいろいろな意味で今合併特例債等のいい資金を使わせてもらっているいろいろな事業等取り組ませていただいているわけありますから、そういった市の財政等もきちんと検討しながらその面でも考えていきたい。当面はこの辺でひとつご勘弁をお願いしたいと思います。

議長（明智忠直） 農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員のご質問2点につきまして農水産課のほうからお答えをさせていただきます。

1点目の農畜産物の農薬の検査の関係でございます。現在、本当に食の安全・安心というようなことで、これが一つのこれからの農産物のキーかと思えます。そういった中でこの旭市の管内の中では、特にJAちばみどりの中で野菜等の検査が進められております。昨年の10月から始められていまして、現在33検体実施をしているということで確認をしております。1点当たり約5万円程度かかるわけですけれども、すべて基準値内、問題のない数値ということで聞いております。そのほかの県の農業総合研究センターのほうで県の分析というようなことで、海匠管内では現在までトマト、ピーマンあるいはキャベツ、そういうようなものにつきまして35点実施をされたということで聞いております。これにつきましてもしいずれも問題ない数値ということで伺っております。それとあと畜産につきましては、ほとんど輸入に頼っているという部分ですので特に市の中でやったということはちょっと記憶にございません。あとお米につきましては、国の農政事務所、元の食糧事務所でございますけれども、ここで昨年実施をしまして、いずれも問題ないというそういうことを聞いております。

いずれにしましても、農家の方々には農薬を散布するに当たりまして飛散の防止、そういうことにつきまして現在指導をしているところでございます。

それとあと漁船と大型船の情報の公開、そういうようなものでございます。現在、飯岡漁港、この中でいろいろ船が約188隻ですが、そういうものが大小それぞれありますけれどもございます。それらにつきまして、現在は大型船の情報は東京湾の海上交通センター、ここ

から情報を得られるというようなことで、漁船のほうは情報をいただいているということで聞いております。

また、海上保安庁によります安全講習会等に参加しながら事故の防止に努めているということでございます。特に大型船につきましては情報提供の高度化を図るためにAIS、これは何か船舶の自動識別装置、そういうものがあるということで運行システム、運行の支援システムを導入しまして、先ほどの東京湾の海上交通センター、ここで管理をしているということでございます。そういうような漁船につきましては大型船の情報はいただいているということで理解をしております。

以上でございます。

議長（明智忠直） 伊藤市長。

市長（伊藤忠良） 今、伊藤議員への答弁の中で無料という言葉を使いました。自己負担だけはちょうだいをしますので、よろしくどうぞ。

議長（明智忠直） 企画課長。

企画課長（加瀬正彦） それでは、旭駅のバリアフリー化というご質問に対しましてお答え申し上げます。

どのように進んでいるかということでございます。確かに旭駅は旭中央病院への窓口ということで高齢の方がたくさん利用するというので、バリアフリー化は非常に重要なことであると思っております。議員のご質問にもございましたとおり、20年度で国土交通省のほうで交通施設バリアフリー化設備整備費補助金、これ31億5,000万円確かについております。その調査をするためにも1億8,000万円という予算がついております。その辺がございまして、旭市のほうとしても千葉県と関係市町村で構成しておりますJR複線化等促進期成同盟会、これがJRに対する要望の窓口になっているわけなんですけれども、ここを通じましてるるお願いをしております。

この要望活動の中では、まず全体の話といたしまして、エレベーターやエスカレーターの設置、バリアフリー化をお願いしたいという話、それと旭駅については駅舎の改修を何とか手をつけてほしいと、そういう話をさせていただいております。実際に路線ごとにJRのほうの関係課長、それと路線ごとの関係自治体の関係者が意見交換をして、その要望に対する回答をいただいております。ただ、JRのほうは今非常につれない返事をされているところでございます。申し上げますと、実際には5,000人という一つの基準がございまして、これは今出ているのが乗車の人数しかカウントしていませんので、JRのほうとしてはそれに

2を掛けて5,000人を超えた所、そこをまず中心にやらせてくれという話になっております。ちなみにJRの東日本管内、ここでは5,000人以上の乗降客のある駅が490駅あるということで、それについて2010年までに整備をしたいと。それで、今現在の整備率なんですけれども、6割強だということでもう残り4割残っているの、どうしても旭駅についてはその先になってしまうというようなそういう返事をいただいているという状況でございます。

ただ、旭市のほうとしましては、当然もう少し強く働きかけてぜひ駅舎の改修に手をつけていただきたいという話をしているところでございます。ちなみに、19年度千葉県の支社の管内、JRの千葉支社管内で15駅、ここでエレベーター等設置している、そういう状況でございます。

あと、個別の話につきましては都市整備課のほうで回答する予定になっております。

議長（明智忠直） 都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） トイレの件でございますけれども、議員おっしゃるように確かにトイレはあまりよくないです。旭駅は昭和42年に構築されております。このトイレは、駅舎のバリアフリー化については私ども今駅前整備を行っています中でいろいろ要望等してございます。今後もこの整備の中でどういった方法で整備できるか、また北口のほうの計画も今計画させていただいていますので、全体的な整備を含めてJRのほうにどういった方法でできるか、また私のほうでもどういった方法でできるかということでお話し合いをしながらまた要望していきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（明智忠直） 消防長。

消防長（佐藤眞一） 住宅用火災警報器の関係についてお答え申し上げます。

まず、設置が義務化されました経緯と設置場所について簡単に申し上げますと、一般住宅の火災警報器の設置につきましては、住宅火災による死者が急増しているということから平成16年6月に消防法が改正されまして、この設置に関しては各市町村の火災予防条例で決めるということでありました。そして、旭市におきましては平成17年8月に火災予防条例の一部改正を行いまして、新築住宅については平成18年6月1日から、そして既存住宅については平成20年6月1日から設置が義務付けられました。そして、設置が必要な場所はすべての寝室と、2階に寝室がある場合にはこの2階の踊り場部分、そして台所については任意設置になっております。これが経緯と設置場所であります。

この設置に係る費用の補助については、やはり自分の家、自分の身は自分で守るという観点から全世帯への補助はございません。しかしながら、旭市老人日常生活用具給付等事業実

施要綱及び旭市障害者日常生活用具給付等事業実施要綱で65歳以上の低所得者のねたきり老人、そしてひとり暮らしの老人、障害等級2級以上の方に給付するようになっております。そして、この担当課は高齢者福祉課及び社会福祉課であります。そして、これもやはりこの2課についても設置が義務付けられた時点で他市に遅れることなくこの要綱を作成しております。

以上です。

議長（明智忠直） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） 1点目の旭市の農産物の農薬検査という部分で、昨年から検査をして異常ないということでございますので、やはり検査の結果、また途中経過を旭の広報で報道していただくというようなことはいかがでしょうか。

議長（明智忠直） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） 今のご質問でありますけれども、旭市のほうは農業者を育てるという意味で、やはり先般も農業者の中でも、自分たちの作ったものはこういう栽培履歴、例えばこういう農薬しかかけていませんとかそういうものを売りにしようという方々も数多くいらっしゃいます。そういった方々と相談をしながら情報の発信、考えてみたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（明智忠直） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） ぜひやはり市民の皆さんに安心していただけるように、また旭の農産物はこんなにすばらしいんだということで報道していただければありがたいと思います。

次に、4点目のところの旭駅の整備についての部分でございますけれども、国土交通省のほうでは、「鉄道駅におけるエレベーターなどの整備を着実に推進することにより、平成22年までに1日当たり乗降客数5,000人以上の駅について原則すべてをバリアフリー化」とありますけれども、併せて「1日当たり乗降客数5,000人未満の駅についても交通、観光の拠点性が高く、地域の強い要望もあり、地元の協力を得られる駅のバリアフリー化について支援を充実していく」というような項目もありますのでぜひとも推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（明智忠直） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（加瀬正彦） 冒頭の答えでも申し上げましたとおり、旭中央病院という一つの大

きな病院がございまして、そこへの乗降客が相当数あると、そういう中でやはりバリアフリー化は必要だろうというようなそういうところもＪＲに強くアピールいたしまして、速やかにできるようにしていけたらなというふうに考えております。

ちなみに、例えば観光とかそういう、例えばこの辺では佐原駅であるとかそういうところはやはりＪＲは手を出しやすいようなそういうこともちょっと話はしていたんです。ですから、そういう特色を一つ出して要望をしていきたいというふうに思います。

議長（明智忠直） 伊藤房代議員。

４番（伊藤房代） 本当に旭駅のトイレというのは、また市の顔でもありますので一日も早くやはり駅がきれいに清潔な、またそしてトイレができるように、バリアフリー化が進むようにまた努力していただきたいと思います。

次に、５点目の住宅用火災警報器の設置の補助の部分でございますけれども、先ほど65歳以上の低所得者のねたきり老人、またひとり暮らしの老人、障害等級２級以上の方に給付するようになっているとのことですが、その中に例えば生活保護世帯に対する考えはどうかお伺いいたします。

議長（明智忠直） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） 生活保護世帯の場合のそういう日常生活に係る経費は国の基準に沿って給付できるようになりますので、ご安心いただきたいと思います。

議長（明智忠直） 伊藤房代議員。

４番（伊藤房代） 現在何世帯くらいが対象なのかお伺いいたします。

議長（明智忠直） 社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） 今現在生活保護の世帯は約225世帯ほどございますので、そのうち何世帯が必要になるのかという部分については数の把握はできておりません。

議長（明智忠直） 伊藤房代議員。

４番（伊藤房代） あと、その住宅用火災警報器の設置の部分での周知徹底がまだできていない部分もあるかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（明智忠直） 伊藤房代議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

消防長（佐藤眞一） この火災警報器の義務付け設置ですけれども、これに関しては火災予防条例改正の時点から広報紙等を利用してやっているんですが、なかなかやはりこの設置の

何ていいますか、促進ができないのが正直言って現実であります。これは千葉県消防長会等でもやはりこの問題についてはいろいろと話し合うんですけれども、この一般家庭への設置の状況を確認するには、やはり消防法第4条で立ち入り検査権がございませんので、ですから何ていいますか、どの程度普及しているかというものの確認が全然できていないのが実情であります。ただ、新築住宅につきましては平成18年6月1日から義務付けされておりますので、これは設計の段階で必ずつけるようになっておりますからこれは100%の設置が現在実施されているところであります。

それとあとこの広報の関係ですけれども、やはり広報紙等また消防本部のほうの火災予防運動のチラシ等でできるだけ何ていいますか、周知ができるようにやってはいるんですけれども、やはりなかなか広報紙とそれからあと消防だより、また市のほうの広報紙、これ以外利用しての広報手段が無いので現実困っているところであります。ただ、去年と今年なんですけれども、千葉県消防長会のほうで千葉テレビを利用してのこの火災警報器の設置をしましょうという一つの呼びかけをやっております。これもやはりテレビを通じてやる関係から経費等もかかるんですけれども、やはり消防長会のほうでもいろいろ関係機関のほうの寄附をいただきながら今後も継続していこうということで話はできております。

以上であります。

議長（明智忠直） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

滑 川 公 英

議長（明智忠直） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（8番 滑川公英 登壇）

8番（滑川公英） 8番、滑川です。平成20年3月議会に一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

原油高騰とアメリカのサブプライムローンから発した金融市場の激変により世界経済が失速するのではないかと言われている中、日本経済は国政と同様に暗雲が垂れ込めています。地方経済が景気拡大の恩恵を受けないまま活力を失っています。我が旭市も例外ではありません。市町村合併は行財政改革が最大のテーマです。先送りすべきではないとの考えから質問いたします。きのう、きょうと先輩議員の方々から質問がありましてダブることがあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。10点ほど質問いたしますが、答弁漏れが無いようお願いいたします。

市の発展と言えば産業活性化です。Aとして、産業政策について。

1つ目として、企業誘致について伺います。

工業団地に優良企業の誘致が成功すれば雇用が促進され、税収も増え、市が潤うことにつながり、誰しものが望むところであり、私も以前から最重要課題として何度も申し上げておりました。専従班とかトップセールスです。昨年12月、経済産業省は企業立地に頑張る市町村を募集し、首長のリーダーシップ、トップセールス等について審査を行い、20の市町村と特色ある取り組みをしている12の市町村を選定し表彰いたしました。北上市、米沢市、相馬市、つくば市、足利市、日光市、相模原市、妙高市等々、旭市に近い所も含まれております。事例を見ますと、市町村長が年間150回とか100件以上とか自ら企業へ出向きトップセールスを行い、または食品産業に絞った企業誘致、専従職員、交通インフラのハンディキャップにもかかわらず全庁的な誘致等、成功させています。我が旭市でも東洋水産とか日本ハムとか大手企業の進出話がありましたが実を結んでいないのが現状です。企業立地に頑張る20選の市町村には、交通アクセス、気象条件、地理的条件などについても旭市より悪条件の所が多いです。旭市の企業誘致できない原因はどこにあるのでしょうか。

2つ目として、道の駅について伺います。

道の駅については、市町村長が設置し、国道及び県道の道路管理者を経由して国土交通省の道路局長へ申請して登録されるそうです。道の駅の設置要綱を満たせば特定交通安全施設等整備事業の対象や道路開発資金の融資などのメリットがあります。道の駅は2月26日現在全国で813か所、県内にも20か所あります。これからも増え続けるようですが、類似施設も含めて最東端の銚子市と旭市にはありません。先月、鋸南町のばんやと袖ヶ浦市の道の駅ゆりの里を建設経済常任委員会で視察いたしました。その中で、反対に千葉県一の農業生産額の旭市になぜ道の駅とか直売所が無いのか不思議がられました。地場産業に核を作っていたきたいのです。昨年の5か年計画にはありませんでしたが、前向きな検討をぜひお願いいたしたいと思っております。

3つ目として、米の減反について伺います。

平成19年産の米価は作況指数が99でありながら大幅に下落する異常事態となって稲作農家は大きな打撃をこうむり、さらに原油価格の高騰が加わり、地方経済の活力はまさに失速状態にあります。このような状況にありながら国は引き続き減反強化を打ち出しています。どのようなメリットとペナルティーがあり、市はどのように対応しているのか、できるだけ簡明瞭にお伺いしたいと思います。

Bとして、中央病院についてお尋ねいたします。

1つ目として、市民が外来で6か月待ちでも市民病院なのでしょうか。

救急患者が点滴をつけて退院させられるとか、初診を断られるとか、精神系の外来が6か月待ちとか大変な憤りを感じていますが、なぜなのでしょう。100万人医療圏をうたう旭中央病院の患者の約7割が市外の患者とのことですが、市立病院であれば市民の皆様が優先されるべきことではないのでしょうか。どのようにしているのかお伺いいたします。

2つ目として、公立病院改革ガイドラインは中央病院再整備計画にどのように反映されているのか。

昨年5月、公立病院改革について、国の経済財政諮問会議において総務大臣から経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しの3つの視点に立った改革を推進する旨の表明がありました。一方、同じ5月に突如として市立病院から横河建設設計事務所という委託業者が作成した317億円の再整備事業基本計画書が議会に提示されました。昨年7月、第1回公立病院改革懇談会（座長東日本税理士法人公認会計士オサタカシ氏）が開催されました。その後、昨年8月、旭中央病院は評価を委託した日本経済研究所から基本計画にはなかった収支計画ケース3-2が妥当な計画であるとの報告を、基本設計の概要説明がありました。昨年9月、議会は実施設計費用が含まれている病院予算を賛成多数で可決しました。昨年12月、国は公立病院改革懇談会の答申を受けて公立病院改革ガイドラインを示しました。このように、中央病院再整備の進め方の経過から対比しますと、国の方針に再整備計画は全く反映されていないように思われますが、国の公立病院改革ガイドラインでは地方公共団体は平成20年度内に経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しを盛り込んだ公立病院改革プランを策定しなければならないとなっておりますが、どのように反映されているのでしょうか。

Cとして、行政の法令順守について。

ここ数年、次々に明らかになっている企業の粉飾決算、偽装表示、耐震偽装、産地偽装、食品偽装等、社会通念上法令を守らなければならない、当然罰則や賠償責任あるいは社会的制裁、または破産や倒産はよくご存じのことです。

1つ目の、川向西野地区に建設課所管の残土が処理されたと市民から聞きましたのでお尋ねいたします。

12月定例会でも建設課では不用土や残土を個人の土地の埋め立て用として処分あるいは提供していないかどうか建設課長に質問しましたが、個人的には使いませんとの答弁でした。

鎌数の建設課資材置き場にあった残土を川向西野の私有地に建設課のダンプカーで運んでおろしたかどうかお尋ねいたします。

2つ目は、椎名団地排水路工事に伴う田んぼの排水路の位置変更について。

現在は、赤道や青道の境界確定について赤道や青道に隣接する土地の所有者が申請人となって建設課に申請すれば境界確定ができるそうですが、土地の所有者の委託者以外の第三者の申請ではそう簡単にはできないと思いますがお尋ねしたいと思います。

Dとして、消防団の再編計画について。

消防団再編については合併前からの懸案事項でありながら、合併協議会2年、新市になっても2年半、随分と先送りされたものです。18分団64部から16分団47部の案が提示されましたが、団員の削減についてはどのようになっているのでしょうか。

Eとして、し尿処理場の更新計画について。

1つ目として、更新計画の内容についてです。

いつごろから更新計画はしたのでしょうか。内容と一緒に説明をお願いします。

2つ目として、実行する場合の旭市の負担額と工程表と実質公債費比率に及ぼす影響についてをお願いいたします。

以上、第1回目の質問を終わります。

議長（明智忠直） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） それでは、私のほうから企業誘致に対するご質問にお答えいたします。

あさひ鎌数工業団地の新産業パークの分譲販売等につきましては、最終的な決定につきましては千葉県土地開発公社にあるわけでございます。市としましても、先ほどご案内のとおり雇用の拡大、産業の活性化などの面から企業誘致の重要性を認識しまして、県土地開発公社と連携のもとに企業誘致活動を行っているところでございます。

19年度の誘致活動の状況でございますが、具体的な進出の意思のあった企業につきましては交渉を9件行っております。それから、現地案内を含む企業の来訪、訪問につきましては18件、企業からの問い合わせが24件というふうになっております。徐々にではありますが、企業からの引き合いも確実に増えていることは確かでございます。その中でも金融機関からの情報提供は欠かせないということから、金融機関6行にトップセールスを行っております。結果としまして、現在、金融機関からの情報提供によりまして新たに2企業に対し立地交渉

を行っているところでございます。

ご指摘の企業立地強化の取り組みということでございますが、県内の工業団地の分譲面積につきましては全部で25か所、1,847ヘクタールあります。そのうち分譲中の面積につきましては全体の3割に当たります554ヘクタールでございます。このうちの旭市の新産業パークにつきましては31ヘクタールということで、県内の分譲中の面積の中では約6%弱ということになります。こういう状況の中で、地域間競争の激化などを踏まえまして今後の誘致活動の強化の取り組みとしましては、県土地開発公社専従職員がおりますのでその専従職員との共同プロジェクトチーム、あるいは市と県土地開発公社の役割分担の見直しなども考えられるわけですが、いずれにしましても県公社との相談、連携の上で進めていかなければならないと考えております。

以上です。

議長（明智忠直） 農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員の産業政策につきましての道の駅あるいは米の減反等につきましてお答えをさせていただきます。

道の駅、議員おっしゃる農業産出額千葉県第1位の旭市の中でという部分で、特に農産物あるいは水産物、そういうものの直売という視点でお答えをさせていただきます。

確かに旭市の農業は千葉県一でありますけれども、本当に規模の大きい農家が数多くいるということで、実は先般も県の生産課ともちょっとやったわけですが、ほかと違って旭は規模が大きい、大きいという部分が小さなものを直売の所に持っていけるというシステムをどう組むかという、そこがひとつポイントだねという話も承りました。要は、JA出荷等のものがどういうふうにならぬに直売に流れてくるかどうか、その辺も我々ちょっと今検討をしている段階であります。先般もJAの組合長の所に伺いまして、JAの直売の考え方等につきましても伺いました。その中で組合長のほうからは、コンサルタントにはかけたけれども計画はまだちょっと検討を今はしていないというようなことで、そんなことでございました。

現在、担当課としましては、できれば野菜あるいは水産物も数多くあります。特に我々もまた最近気がつきましたのは花が県内では房州に次ぎます第2位ということで、83戸の花の農家があります。ここの市内の花農家のすばらしいものは、切り花から鉢花、観葉植物いろいろなものもあるよというようなことで、他にないいろいろなものが旭市の中にはいっぱいあると、そういう方々の生産者の意欲をぜひかき立てようというようなことで現在取り組んで

おります。

今月の3月21日から22日、ここにつきましては市内の中で直売フェアというようなことで3つの直売の組織が直売フェアをやられるということになっております。そういう一般の農業者の方々も含めまして、そういう販売につきまして機運を高めながら今後検討を重ねてまいりたい、そういうふうに考えております。

それと、お米の減反の関係でございます。

議員のほうからペナルティーということがご質問にありました。具体的に、実は紙で「目標未達成の県あるいは地域農業者への対処（ペナルティー）」というようなことで文書でいただいております。20年産の米の生産調整が未達成な場合というようなことで、1つは20年産の産地づくり対策、これが予定どおり交付されないことがあり得るという、これはお米の減反に対しての補助金でありますけれども、これのお金が来ないこともあり得ると。さらに21年産の各種補助事業あるいは融資について不利な取り扱いを受けることがあり得るという、そういう表現でいただいております。具体的にはこれこれこうするということではありませんけれども、「あり得る」という表現で現在国からは指導をいただいております。

ただ、こういうことでありますので、我が旭市にとりましてはぜひ補助事業等につきましても取り組む農業者が数多いそんな中で、現在市の取り組みとしましては、急遽国が作り出した500億円の緊急対策をきっかけとして転作を3年間継続してやるという方につきましては、拡大部分10アール当たり5万円が交付されるこういうものを使いながら、市内にあります畜産農家と連携を図りながら、えさ米につきまして積極的に作付を拡大しよう、そんなことで現在動いております。

以上でございます。

議長（明智忠直） 病院事務部長。

（「まだ、企業誘致できない理由を聞いているんです」の声あり）

議長（明智忠直） 答弁漏れがあったようでございますので、答弁を求めます。

商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） 今申し上げましたとおり努力はしておりますが、結果的に企業誘致につながっておりません。その企業誘致できない理由ということですが、1つはアンケートの中で企業のニーズというか立地選定の条件という部分がございます、その条件というのは第一に購入・賃貸価格が適当であることと。これについてはあさひ鎌数工業団地についても問題はないというふうに思います。2番目として交通アクセスのよさという部分、そ

れからインフラ整備ということで、やはり都市圏に近い部分についてはどうしてもそういう面が有利であるという部分になります。3番目にはマーケットとしての距離を立地のポイントとして挙げていると。そういった3つの大きなものの中で企業が判断した中での部分というのがありますので、企業ニーズに合っていないという、合っていないといいますが、まだいい所があるという部分で徐々にという部分ではないのかなと、ちょっとハンディがあるのかなという部分で企業誘致があまり進まないという部分がアンケートの中から見られるところでございます。

以上です。

議長（明智忠直） 病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） 病院問題の2点にお答えをいたします。

まず初めに、市民が外来で6か月待ちで市民病院かというご質問でありますけれども、旭中央病院といえども診療科によっては医師が十分ではありません。現在、神経精神科と耳鼻咽喉科においては医師不足等の影響によりご不便をおかけしております。申し訳なく思っているところでございます。

まず、神経精神科でありますけれども、これは近隣に受け入れられる病院が少なく、他科同様当院に患者の一極集中が起きております。その結果、外来診療が夜の7時、8時に終わることも珍しくなく、初診の予約受付から4か月以上待たなければ診察ができないような状況になっております。この対応策として現在若手医師の育成をしております。19年度は、今年度でありますけれども、19年度は3名を採用し、21年度、22年度は各2名の採用を予定しております。

また、耳鼻咽喉科でありますけれども、現在これは市民の方を優先して診るように、市民ではない方については紹介状が必要という扱いをしておりますが、耳鼻咽喉科につきましては現在東京慈恵会医科大学から医師の応援をいただいているところであります。その医師の判断でありますけれども、症状によっては担当医師の判断によって他院へ紹介をさせていただくこともあります。耳鼻咽喉科におきましても医師の育成をするとともに、東京慈恵会医科大学等へもさらなる医師派遣を要請するなど、医師の確保に努力をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目の公立病院改革ガイドラインは再整備計画にどのように反映されているのかというご質問であります。

ガイドラインにつきましては、今、議員のほうからご説明をいただきましたので、いきな

り答えのほうに入らせていただきますが、再整備事業を含めて広く病院事業への反映ということでお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど議員から3つの視点での見直しをした改革プランとお話ございましたので、まずその1つ目の経営効率化についての反映でございますけれども、当病院は経常収支比率や病床利用率など他の病院と比較いたしまして良好な状態にありますので、今後とも健全な経営に努めてまいります。それから改革の視点の2つ目でございますけれども、再編ネットワーク化についてでございますが、現在、東総地域医療連携協議会におきまして将来的な連携について協議をしているところでございます。それから3つ目の経営形態の見直しについてでございますが、病院としては健全な経営等市民サービスの確保の視点からどのような経営形態が望ましいか検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（明智忠直） 建設課長。

建設課長（米本壽一） 2点についてお答えいたします。

1点目は、川向西野地区の土地に建設課所管の残土をとという話でした。建設課のダンプを使って運んだということはありません。

2点目ですけれども、赤道、青道の境界確定、所有者以外でも申請はできるのかということです。これは開発行為等所有者以外でも申請はできます。

以上です。

議長（明智忠直） 消防長。

消防長（佐藤眞一） 消防団の再編計画につきましては、平成18年6月から消防本部消防団の役員、そして消防委員会等で十分に協議検討がなされまして、平成19年10月から11月にかけて対象地区の役員、区長あるいは組長ですけれども、役員に集まっておきましてその再編についての説明会を開きました。そしてその内容でありますけれども、先ほど議員申されましたように、現在の18分団64部から16分団47部への再編となったわけでありまして、そしてその内容については、旭が7分団の20部、そして旧飯岡、海上、干潟地区についてはそれぞれ各3分団の9部というような編成で役員の方の了承をいただきまして、そしてこの平成20年4月1日から実施いたすことになりました。

そして、この団員の定数現在1,052名いるんですけれども、これにつきましては過去の答弁でも申し上げましたように、総務省消防庁のほうから強い、団員の削減まかりならぬと言うとちょっとおかしいんですけれども、そういう指導がありました関係からそれは据え置く

ことになりました。

そして、この実数が減ったものについては、消防団のこの今種類が基本団員と機能別消防団とこの2通りあるわけなんですけれども、基本団員の実数が減った分については機能別消防団員でこれを補おうということで現在やっているわけでありまして。今後もこの基本消防団員と機能別消防団員、この両方をうまく活用しながら何とか定数の確保を図っていこうということになりました。

ただ、これが今1,052名という何ていいますか、市の規模からしますと実際に人的には非常に多いわけです。これは私だけでなくここにいる皆さんもそのように感じていると思いますけれども、この改正については今急にやるわけにはまいりません。そういうことから、何ていいますか、合併した部の消防庫あるいは消防車両が改修あるいは更新になる時期、こういう時期を見て、数年後にはなるとは思いますけれどもその時にはやはり定数改正は思い切ってやらなければならないと。それまでにやはりこの消防力の必要な定数をはじき出して、旭市としての適正な数を決めて定数改正に踏み切る必要があると思います。

それで、現在、既に団員の確保が困難な部も出ておりまして、実際にもう定数を割っております。しかしながら、この定数の割ったものについては、先ほど申し上げましたように機能別消防団員を活用して、現在20名いるんですけれども、何とかこの国に提出している数を確保していこうというふうにやっております。そして、平成20年度においても機能別消防団員の増加、これについて計画しているところでございます。

以上であります。

議長（明智忠直） 環境課長。

環境課長（平野修司） それでは、し尿処理施設更新計画の計画内容についてご答弁します。

なお、昨日の議案質疑とダブる面がありますので、ご了承願いたいと思います。

東総衛生組合の処分場の関係ですけれども、旭クリーンパーク、それから光クリーンパークがありますが、更新施設としては旭クリーンパークをしたいということです。この施設は昭和61年10月に供用開始しておりますが、建築後21年を経過しており、必要に応じて部分的な補修や定期的な修繕を実施し、適正な処理を行っております。この施設は生し尿を処理する施設で、生し尿率が64%、浄化槽汚泥が36%の割合で処理しております。平成17年度に施設の精密検査を行った結果、施設の更新整備に早急に検討する時期に達しているという報告がありましたので、これを受けて18年度2市2町の首長会議及び構成市町の環境課長会議に諮り、本年度、19年度から具体的な計画を進めるため、生活排水処理基本計画及び循環型社

会形成推進地域計画を構成市で現在協議しております。

新しい施設は、日量約60キロリットルを処理し、今後増大が見込まれる浄化槽汚泥対応型の汚泥再生処理センターとして整備し、処理施設は能力に併せコンパクト化を図り、希釈水をほとんど使わない再資源化できる施設と聞いております。組合の予定では、平成21年度、22年度に2か年で建てたいという考えであります。事業費については、概算ですが約24億円ほどを考えております。内訳としましては、国からの交付金が7億円、起債が15億円で償還期間が15年、一般財源が約2億円ほどと聞いております。この施設は2市2町で構成され、現在の旭市の負担割合は約48%であることから負担割合はほぼ同じだと、変わらないと考えております。

また、建設に当たっては地域住民への合意形成が大変重要なことから、施設の概要等についての説明会を現在5回ほど行っております。昨年の12月5日には地元対策協議会、本年に入って1月21日に周辺地区代表、周辺10地区ほかです。それから、先月2月21、24、25日には地域住民を対象に説明会を開催しております。その中で、参加者からの質問内容についてですが、財政的な配慮から下水道施設への投入の検討はできないかとか、現施設の延命はできないかとか、実質公債費比率が高く今後の市財政は大丈夫か、新築にするのか改築にするのか、新築の場合は他の場所へなどの意見がありました。

また、2月22日ですけれども、地元地域住民を対象に、この参加者22名ですけれども、先進地視察を行っております。場所としましては茨城県石岡市にあります湖北環境衛生組合です。この施設は造られてまだ2年ほど、17年度に造られたということで、施設内容も機械の内容もほぼ同じものというもので参考に行ってまいりました。当日参加者から簡易なアンケートですけれどもいただいております。見学してみでの感想、においやし尿施設のイメージ、今後の施設見学会の必要性などの意見を聞いておりましたが、おおむねよい返事でありました。

なお、今後はこれらの意見を踏まえて東総衛生組合では十分な検討をされることになっていきます。

以上でございます。

議長（明智忠直） 財政課長。

財政課長（平野哲也） それでは、し尿処理施設の更新計画に関連しまして、実質公債費比率に及ぼす影響といたしますか、数値についてご回答申し上げます。

事業費的なものにつきましては先ほど環境課長のほうからございました。想定事業費24億

円、補助金 7 億円、地方債がそのうち 15 億円ということですので、この想定されます地方債 15 億円を基に試算をしたわけでございますけれども、その数値を申し上げますと、15 億円を 3 年据え置き、それから半年賦元利均等、金利を今 2 % と仮定して試算した場合ですけれども、東総衛生組合全体での平年ベースで年額約 1 億 4,100 万円程度償還することとなります。この額を各市町の負担割合、先ほど 48% と言っておりましたけれども、旭の負担が 48% とした場合には旭の負担は約 6,710 万円程度になります。しかしながら、この 6,710 万円についてはやはり衛生施設、交付税の算入措置がございます。50% は算入されますので実質の負担額につきましては 3,300 万円強ということになります。これを試算して見ますと、実質公債費比率につきましては 0.2 ポイントほど上昇するのかなということで推計をいたしております。

以上です。

議長（明智忠直） 一般質問は途中ですが、3 時 35 分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 26 分

再開 午後 3 時 34 分

議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

滑川公英議員。

8 番（滑川公英） 企業誘致のことなんですが、世界の松下電器も昔はナンバー 2 で「マネシタ電器」と言われました。よいことをコピーすることというのはいいことだと思いますので、この日本各地の先進事例をまねした組織をぜひ作っていただきたいんですが、行政としてはもう 5 年も前から言っていることなんですけれども、ぜひお願いしたいんですが。

議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） 議員ご指摘のトップセールス、専従職員の配置という部分でございますが、これ冒頭申し上げましたとおり、今までと違ったような形の中で考えていきたい、少し考えていきたいと。そういう部分については、あくまでも県土地開発公社の土地ということの中では公社の専従職員との共同のプロジェクト、それから市としましても市の特産物、それから医療施設などの特色を生かしたそういった企業誘致についても考えてきた

いというふうに考えております。それとトップセールスでございますが、やはり土地所有者である県土地開発公社のほうでも土地所有という部分の中でトップセールスという部分を働きかけていきたいというふうに思っております。

議長（明智忠直） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） きょうだけではなくて、今までの答弁でもいつも最終的には県の企業庁があると、土地開発公社があると、そこで逃げてもらっては困るんですよ。やはり旭にある土地ですから、ぜひ旭で最後まで面倒見ましょうよ。そういう気概でやっていただきたいと思います。

それともう一つ農水にお願いしたいのは、この前ちょっと有望な企業が来るようなお話もありましたが、名前はいいですけれども、その後経過はどうなっているのでしょうか。

議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） 現在、市長のほうからも命受けまして、市内の野菜、特に野菜がもうちょっと付加価値ができないかなと、農家の懐にもうちょっとお金が入るような工夫をというようなことで、現在、大手の冷凍食品メーカーと今折衝をしております。

一昨日もちょっといろいろな面で会う機会がありまして、農家、特に一昨日は、調理用のトマトをこの市内で作っている方もいます。この調理用トマトと肉をうまくブレンドできて冷凍食品に使えないかなというその部分でも打ち合わせをさせていただいております。そのメーカーのほうからは、今事業としましては20年の事業の中で完結をしたい、要は21年の3月までにやるのであれば建物を完成させたいという、その中では特にいろいろな県内物色した中では旭の鎌数工業団地、ここはいろいろな法規制が無いというようなことですぐにでも着工できるという意味で有望だというようなことで今進んでいるということで聞いております。ただ、担当はぜひ旭に来たいということですが、社長のトップ判断がいるということで、それについては4月あるいは6月の社長の判断待ちというようなことで現在進めております。さらにその会社の担当からはカット野菜というよりも、例えばいろいろな加工の業者へ行くまでの間、何か面倒みたいというのは、例えばタマネギであれば大きく刻んで、小さく刻むのではなくて大きく刻んで、そういうところまでというようなことで、そんなことで今彼らは考えている様子でございます。

以上であります。

議長（明智忠直） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） どうもありがとうございました。引き続きよろしくお願いたします。

それから、2番目の道の駅ですが、ばんやに視察に行った時に、コンテナ2個から始まったばんやだそうです。そこの組合長は、最初は議員だったんですけども1期でやめてこれに精力を注いでいると、要請されればどこにでも行きますと、講演に来ていただけるというようなこともお話をいただきましたので、ぜひ、去年の話でも飯岡で朝市がありまして、今年も5月22日にやりますけれども、そういうことも踏まえて、ぜひそういうような経営の優秀な方々を例えば漁協の青年部に講演に来ていただくとかそういう取り組みもしていただきたいと思いますが、課長、いかがでしょうか。

議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） 現在、非常に漁協の青年部が実は元気がございます。ただ、今までのように魚をとってくるだけではなくて何かそれをうまく消費者に届けたいなという、そういう若い方々の思いがあるというようなことで、先般2月24日には東京のほうへ行って魚を直売したということも聞いております。さらに3月に入りまして漁協の青年部主催で、先ほど議員おっしゃいましたばんやのほうにも直接漁協の青年部が視察に行きまして、ぜひ取り組みとしては飯岡のほうでもやってみたい、そんなことで聞いております。

以上であります。

議長（明智忠直） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） では、米の減反についてですけども、なぜ原油の備蓄が100日、150日とかあるのに米は40数日しかないんですか。これというのは国の一方的な考えばかり我々に押しつけるということで、大変憤っているところなんです。ぜひ農業のまち、農業の県ですから、行政も国に強力にその辺のことを。備蓄していただいて、今年でも去年の暮れでも30万トンとか40万トン買い上げただけで低下傾向がとまって1万4,000円台になっているというのが現実ですから。毎年何万トンと、9万トンとかと減っていますけれども、安全保障としてこのようにいいかげんにやっている国は先進国の中で日本だけなので、ぜひ国に訴えていただきたいんです。そういう方向で行政が一丸になって国にも県にも訴えていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） 滑川議員のおっしゃるとおりで、我々生産地はいわゆる農業のこれから

の発展を考えても、そういった意味で国のほうへどんどん要望を出していきたい、そのように思います。そのように努めてまいります。

議長（明智忠直） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 中央病院についての1つ目ですけれども、地方自治法は第1条の2で自治体最優先の役割として住民福祉を掲げております。医療が核心です。100万人のための市立病院ならば、公立病院改革ガイドラインに先ほども申しましたように経営形態の見直しを掲げられておりますが、地方公営企業全適、地方独立行政法人化、指定管理者制度、民間譲渡のこの4つがガイドラインには出ていますけれど、既に今の全適の中でこのような問題が出てきているということであれば、昨年の6月までは事業管理者も市長も旭市では無理だと言っていた話が9月以降は市立病院になったということをもう少し考え直していただきまして、もうちょっと大きい目で見てもらってはいかがでしょうか。選択肢はもう今のままではだめというんだったら残っているのはもう3つしかないんです。事業管理者はいかがお思いでしょうか。

議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に答弁を求めます。

病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） そのだめだとかいいだとかというふうに言った覚えはありませんし、当時まで市立病院でいくというままでこの再整備計画を考えるというふうに申しております。また並行して東総医療連携協議会のほうでいろいろ経営形態を含めて話すというふうなことでやっておりますが、今度のガイドラインが出まして、ガイドラインこれはどっちかというところの経営の悪い弱小病院のためのガイドラインでありまして、私どもの病院にはもうほとんど適用しなくても本当はいいんですが、しかしこれがきっかけでありますので、そちらのほう、経営形態をどうするかということについても市のほうと相談して進めようというふうな考えでございます。ですから、今どうだということはまだ決めておりませんし、病院で決められることではないと。これも再三申し上げておりまして、勝手にこちらで決めていいならこんな簡単なことないんですけれども、そうはいかないわけでありまして、市立病院でありますので市のほうとまずご相談してどうしましょうかというふうな、今そういう段階でございます。

議長（明智忠直） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 先ほど伊藤事務部長も20年度、その辺も含めて検討しますということであつたので、ぜひ病院側でも検討していただきまして、市民病院で市民の皆様が安心してか

かれるような体制を作っていたきたいと。旭中央病院は公立病院の中でも全国屈指の有名な、優秀な病院です。再整備計画を作るのが国よりちょっと早まっただけだと思うんです。既に計画そのものは半年遅れているわけですから、もう少し先送りしてでも多くの知恵を集めて十分な検討をして、国の示す公立病院改革ガイドラインに沿って国の支援措置を生かした再整備計画をしたほうが絶対に我々旭市にとってはリスクが少ないと思います。国の補助、県の補助をもうちょっと見きわめてからでも、既に半年遅れているんですから遅くはないと思いますので、その辺のことも十分検討していただきたいと思いますが。

議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に答弁を求めます。

病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） これはもう前から申し上げているとおり、再整備計画は再整備計画、それから経営形態の検討は経営形態の検討、並行してやってまいりたいと、このように思っております。既に県及び国からは応分な支援をいただけるというふうに今考えておりますし、確信しております。

議長（明智忠直） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） まだ議会の中で答弁していただく段階ではないということですね。

（「何をですか」の声あり）

8番（滑川公英） その国・県の。

議長（明智忠直） 答弁を求めます。

病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） 具体的な例えば金額だとかあるいは方策だとかについてはまだここでお答えは、もう少し待っていただきたいと思います。

議長（明智忠直） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

それから、残土処理なんです。実際にもう私は9月に見に行っているんです。そうしたらその時にもう埋立地に不法投棄と同じように石とかそういうのが入っているんです。であれば、何でもないので私は知りませんと言うのであれば、行政が例えば農業委員会とか農水のほうには多分10月の初めにその地域から連絡がたって、不法に埋め立てているというのが話になっているので、その辺のことは、では農業委員会の局長、データの的にはあると思うんですが。

議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に答弁を求めます。

建設課長。

建設課長（米本壽一） ただいま農業委員会にということですから、きつこのことだろうということで私ちょっと一回答えさせていただきます。

滑川議員は12月議会で個人的に運んだかと言いましたので個人的には運んでいません。今回の質問は建設課のダンプで運んだかと言いましたから建設課のダンプで運んでいません。きっと滑川議員は、川向西野町内会の集会所の予定地のことだと思います。ちょっと具体的に言ってくれませんので。

（「そうです」の声あり）

建設課長（米本壽一） そうですか、分かりました。ではこれであればお答えできます。その後、農業委員会の局長から、もちろん調べたでしょうから答えていただきたいと思います。

実はこれ建設課では、ちょっと前段が長くなりますけれども、建設課では風で飛んだような砂を道路から集めてくるんです。資材置き場に一回山積みしておきます。昨年10月17日、今9月という話がありますけれども、ちょっと違ってしまいましたけれども、10月17日、川向西野の町内会長から集会所建設予定地に造成のための土が不足してしまったんだよという電話がありました。市の保管、つまり先ほど言いました鎌数の資材置き場、新町の資材置き場、ここの土をいただきたいという話がありました。私のほうは、会長は現地で今業者を頼んでいるんですよと、作業中なんです、たまたまダンプ約10台くらい足りなくなってしまったんですよという電話があったんです。ということなので、このことをまず一回受けまして、企画課に連絡とって今の川向の集会所の予定をまず聞きました。そうしましたら20年度の要望は受けていますよということですから、これはではその話の裏がとれたということで、なおかつ個人的ではなくてあくまでも集会所を建てるための土だなという判断しました、公と判断した、私のほうは。これはへ理屈でも何でもなくて公と判断しました。でも町内会長さんと、私どもの車で運ぶわけにはいきませんよと、そこに車がいるんですからどうぞその場所に来てくださいと、それで持って行ってくださいと言って運んだはずですよ。運んだことを私も確認しました。というのがその流れです。そういうことで農業委員会の局長、ちょっとお答えしていただけたらと思います。

議長（明智忠直） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（小田雄治） それでは、ただいまの現地につきまして農業委員会のほうで調査した結果をお答え申し上げます。

当該地は確かに農地でありました。そういうことで、農地法に基づきます転用許可申請は

現状では出ておりませんでした。そういうことから、違反転用のおそれがあるということから速やかに詳細な計画を立てた後に農地法に基づきます転用許可申請をするように現地で関係人に指導しております。

以上でございます。

議長（明智忠直） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 今年の予算書に区民会館の補助申請が出ているので正式にはそれで構いませんけれども、ただ、まだ埋め立てをしない前にそういうことをちゃんと出して農業委員会にも申請するという方向で、行政は指導する立場にありながら口頭契約だか何だか知りませんがやらされたということはどうしてもおかしいと思うんです。やっぱり行政は最初に市民に法律を守ってもらう、条例を守ってもらうという立場にいると思うので、暗黙の了解でそのようなことを平気でやっていいのかということなんですよ。

議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に答弁を求めます。

建設課長。

建設課長（米本壽一） これは私のほうで農地であるということをよく確認して、それではどうぞ運んでくださいと言えばよかったなと、それは今反省しております。

ただ、あそこの道路についてももう少し言わせてもらえば、今度の集会所の隣の道路は平成16年に、懸案事項でありましてやっと16年に完成できたんです。その隣に空き地の状態でもう土は盛ってありました。最初少し盛ってありました。ここに建てるということは平成16年から私も聞いていました。ですので、農地であったということは後から、今、局長が言ったとおりなんですけれども、その辺のところまで本当は確認すればよかったなということだけはちょっと軽率だったなという感じは受けております。

議長（明智忠直） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 軽率であったのなら同じようなことを何回も知らない、それはおかしいと思うんです。一度あることは二度ある、二度あることが三度では困るでしょう。もうちょっと引き締めてやっていただきたいと思います。

それと、2つ目の、現場を見ますと耕作用の畦畔に、泥上げ用の畦畔です。排水路のU字溝がそっくり移っているんです。もとにあった所の水路というのはほとんど埋め立てになってしまって、道路を広く造ったということなんです。それも曲がり真っすぐです。旭農業高等学校の南側の椎名団地の排水のために水路を造るのであれば、多少現況のままよりも直線にするのが行政ではないでしょうか。少なくともここに何千万円というお金をもう3年にわ

たってかけるわけですから、そのような配慮があってしかるべきだと思いますが、行政は排水路さえ通れば何でもありなんではないでしょうか。

議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に答弁を求めます。

建設課長。

建設課長（米本壽一） これは椎名団地に向けての今排水路の整備を2年目、18、19、20年度でやるわけですが、今2年目を行っております。排水路の泥上げが無くなったということです。これきっと、これも仮定でしゃべらせてもらいたいと思います。きっと右も左も農地の部分の、恐らく270メートルの間を今工事していますのでその部分だと勝手に仮定します。そのことだと思います。

確かに今排水路整備をしている北側は見た目には泥上げというか土の部分が無くなっており、でもこれは最終的には土の部分で設けます。約50センチ前後。さっき曲がりがありますよという話がありましたので、曲がりがありますので50センチ前後土をつけます。北側には全部土をつけますということで泥上げは無くなっていません。

これは地元の水利組合の役員たちと、役員というか十日市場の方です。今回の話は椎名団地の水が十日市場を経由しますので、十日市場の皆さんと平成16年からやっぱり協議してきたんです。そんなことでずっとやってきて、最終的にあの場所にあの水路、あのU字溝をいける時にやはり水利組合の役員と相談したんです。ですから、意見としては無いほうがいいという人もいました。でも50センチをあけて今設置していると。見た目には今は裸のような状態になっていますけれども、あそこに50センチののりがつきますよということになります。

それと、曲がったままでなくて真っすぐにしたらどうだということがあったんですけれども、どうも私のきょうの答弁はへ理屈みたいになってしまいますけれども、実は現場と公図が違うんです、あの場所が。あの場所は水路敷きがあって、道路敷きが現況ではあるんですけど、公図上は道路が離れているんです。水路と道路の間に民地があるんです。だから、現況では道路と水路がくっついているんですけども実は地図上は離れている。境界査定やっても、その離れている部分の中の民地の方が境界を同意してくれないという、こんな事情がありましてどうしても北に寄せざるを得なかったということで、結果的には南の道路が広がってしまったという工事になってしまったんですけれども、南の道路には安全対策のためのガードレールも設置しますので確かに広い所は広過ぎたなと思うかも分かりませんが、両側、北にも南にも道路、造るまでは無理だったものでこういう選択をさせていただき

ました。なおかつ地元にご相談しての結果ということでご理解をいただきたいと思います。

議長（明智忠直） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 今整理組合とおっしゃられましたが、では工区をつくって団体営で整理組合を作っているんですか。もしそうであれば16年度からこのプランを練っているのであれば団体営の工区をつくれれば真っすぐになるし、なおかつ皆さんが足りないところもプラスのところも全部出てくると思うんです。今の整理組合というのはどういう意味ですか。

議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に答弁を求めます。

建設課長。

建設課長（米本壽一） 申し訳ございません。今私はちょっと発音が悪くて、私は水利組合と申し上げたつもりなんですけれども、大利根の役員がそこにおります。総代さんはじめいますのでその方に聞いたんです。水利組合と申し上げたつもりです、申し訳ございません。

議長（明智忠直） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 次に、消防ですけれども、機能分団員制度はその後先ほど消防長に少し答えていただきましたが、ありがとうございます。どうなっているのでしょうか。お隣の銚子市では実際にはもう600人を切っております。旧旭市の場合も350人の定員でした。人口から言ったら700人というのが、3町で700人というのは極めて大きいので、その辺を4年もかけても何もできなくて、これから2年くらいかけて急激にやりましょうというのはあまりにも行政としてはお粗末ではないのでしょうか。

議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

消防長（佐藤眞一） 確かに近隣では合併に併せて、また合併しないところでも消防団員の定数の削減しているところがございます。しかしながら、当旭市においては過去の議会でも答弁申し上げたように、当分の間定数の削減はしないということで一応進んでまいりたいと思っています。そしてまた、滑川議員申されましたように、やはり基本団員の数は私は780人前後と、そのようには確かに見ております。というのは、1部15名、それに密集地あるいは市街地を形成する部が存在する地区においてはやはり30名程度の団員ということで、それにまた、副分団長以上の役員を含めてもやはり780人前後がこの旭においては適正な定数ではないかと考えています。ですからまた、先ほど何年、来年再来年というわけにはいかないと思いますけれども、数年後にはやはりそういった数字のもとにやはり改正をする必要があると思っています。ですから、それともう一つ、機能別消防団員の関係でありますけれども、

これについてはこの定数の基本団員の不足を補うのが一つの主目的でありますけれども、これについてもやはり各部について2割程度の、15人のところであれば3人くらいこれからやはり配置を、配置というとおかしいですけども、募集をしてこの基本団員プラス機能別団員イコール18人というような体制に持っていくのがベターかなというふうに考えています。

以上です。

議長（明智忠直） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） どうもありがとうございます。

皆さんご存じのように、消防団維持費は自治会に加入している市民が寄附金なり消防団費として徴収されるのが現状だと思います。自治会によりなお相当なばらつきがあります。今この不安定な世の中では安全はただではないと思います。消防団の再編計画を拝見いたしますと、旧旭市は平均で504戸で1部を受け持っております。旧3町は273戸で1部です。全体で371戸で1部を受け持っています。これは消防団の資料から拝借いたしました。旭市の総戸数が約2万5,000です。そのうち1万7,457戸が自治会に加入しております。71.3%です。ですから、市で持っている消防団維持費は別として、市民にとって7,024戸は安全のただ乗りをしていると思うんです。これはぜひ自治会に加入していただくか、市民にとって行政としては公正なご配慮をお願いしたいと思います。

議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

消防長（佐藤眞一） 確かに滑川議員申されますように、この部を構成する地区の戸数のばらつきというのは大変大きいものがございます。一番小さいのであれば65戸、それから一番大きいのであれば1,600戸くらいの大きなばらつきがあるんです。そうしますと、本来消防組織法の8条でこの消防に関する費用というのは各市町村が全部負担するんだというのはこれ基本でありますけれども、市としてもこの分団運営費あるいは部運営費ということでそれなりの補助金は出しているんですけども、現実にはその補助金だけでは非常に年間の運用が難しいのがこれ現実であります。ですから、各部では2通りの方法をたしかやっているんです。ということは、各町内から個々に自分らが運用補助金をいただいているケースと、あるいはまた区費の中から一括でもらうというような地区があるんです。この2通りの部の運営費の徴収方法をやっているんです。

しかしながら、さっき先生が言いましたように、全戸が町内に入っているものばかりではないんです、現実には。ですから、例えば1,000戸のところがあって、では全部入っていれ

ば1,000戸ですけれども、ところがやはり8割くらいしか入っていないところが現実なんです。ですから、そこで確かに安全のただ乗りというような言葉も出るかもしれませんが、やはり町内に入っていただくかどうかというやつは、その地区の役員の努力が必要だと思います。これは強制的ではまず絶対できないものですから、やはりその辺はその地区で努力をしてもらって、極力そこに居住している方についてはその区に入っていただくとか、そういう形で進めてもらえばいいと思います。

また、同じこの分団の中で、例えばの話、先生の地区の7分団を例にとりますと、片や1,100、片や160くらいですね、たしか。そうなりますと、その地区の分団用経費というのは大きな差があるわけです、戸数から見たら。そういった場合も我々やはり行政からそれを平均化してこの戸数をばらまけといてもなかなかこれは無理なことになってしまいますから、やはりそれはそれでその地区同士でこの話をして、この戸数を振り分けるというのは、とんでもないほうの地区はできませんけれども、7分団なら7分団、あるいは1分団なら1分団を構成する地区であればそれはこの地区同士で話し合いをすれば可能なことではないかと考えますので、今後それを地区で協議していただくのがいいのではないかと考えます。

以上です。

議長（明智忠直） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、最後にし尿処理場のことなんですけれども、インターネットで調べますと、先進地域では公共下水道を整備している自治体の約10%が下水道設備を有効活用してし尿処理とか汚泥処理をして経費節減を図っているそうですが、その辺のことも十分検討しているとは思いますが、環境課長、いかがでしょうか。

議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） 一応先ほど言いましたように、地元説明会でもそのような話がありまして、その前にも旭市のほうでそういう制度ができないかということで下水道課と話しております。今の現状では旭の下水道課のほうではその処理能力的なものが無いということで、できないということではあります。

以上でございます。

議長（明智忠直） 以上で滑川公英議員の質問を終わります。

伊 藤 保

議長（明智忠直） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（ 1 番 伊藤 保 登壇 ）

1 番（伊藤 保） 議席番号 1 番の伊藤保です。平成20年第 1 回定例会に質問の機会を与えていただき感謝いたします。

昨年よりマスコミの報道でクローズアップされました薬害肝炎訴訟は、私たち旭の市民にとって人ごととは思いませんでした。それは、厚生労働省のフィブリノゲン製剤納入医療機関のリストの中に旭中央病院がありましたので、薬害肝炎について質問をいたします。

1 点目に、旭中央病院でのフィブリノゲンまたは因子製剤などを使用した該当者はどのくらいいるのでしょうか。

2 点目に、病院に問い合わせまたは相談は何件くらいあるのでしょうか。

3 点目に、問い合わせや相談にどのような対応をしているのでしょうか。

以上、お答えいただきたいと思います。

次に、かつて死亡の原因の第 1 位だった肺炎が、戦後、抗生物質の登場で死亡者数が急激に低下し第 4 位になりましたが、1980年以降、再び増加傾向にあります。特に高齢者の肺炎が急増しています。高齢者は肺炎を起こしやすく、起こすと重症化しやすく、高齢者の死亡の上位を占めています。高齢者で肺炎にかかった人の半数近くはその原因菌が肺炎球菌となっております。近年、肺炎球菌の抗生剤に対する耐性化も問題になっており、肺炎球菌ワクチンの予防接種の有効性が見直されています。ワクチンの接種に関しては全額自己負担となり、その場合、自由診療のため費用が6,000円から9,000円程度かかります。

そこでお聞きしたいのですが、1 点目に、75歳以上の高齢者は旭市で何人いるのでしょうか。

以上、質問をいたします。なお、再質問は自席で行います。

議長（明智忠直） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） お答えをいたします。

薬害肝炎について、まず、1 点目は旭中央病院での該当者は何人かというお尋ねでございますが、当時のカルテを全部確認するという事は時間的また量的にも非常に難しいために総数は把握しておりませんが、ただ 2 月末、先月末までに薬害肝炎救済法の対象として確認できた方は 3 名であります。この対象といたしますのは、フィブリノゲンを使って、かつ H C

Vという、これはC型肝炎が陽性という点から対象になる方で確認できた方は3名ということとであります。

それから、2点目の問い合わせは何件くらいあったのかというご質問ですが、1月11日から先月末、2月末までに79件の問い合わせがありました。電話が8割くらいと来院が2割というような割合になりますが、1日平均で約2.3件の照会、問い合わせがありました。

それから、どういう対応をしているかという3つ目のご質問でありますけれども、問い合わせ窓口が病院の中の医療相談室というところが担当しておりまして、平日の午前8時半から午後5時半まで相談者側の立場になって相談に応じております。お問い合わせの際には医師がカルテの内容を確認の上で本人または家族に説明をしているという状況であります。

それから、このフィブリノゲン投与の事実は無くても、無いけれども過去に輸血歴がある方などにはC型肝炎の検査をお勧めしております。この検査といいますのは、保健所の無料検査または旭中央病院内科の保険証使用による有料検査、この検査をお勧めしているところとあります。

以上でございます。

議長（明智忠直） 健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） それでは、私のほうは肺炎球菌ワクチンの公費助成について、それで、75歳以上の高齢者は何人いるかというご質問ですけれども、今年の20年1月1日現在で8,093人でございます。

以上でございます。

議長（明智忠直） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） 第1点目の件ですけれども、そうするとカルテはずっと残っているということと理解してよろしいでしょうか。

議長（明智忠直） 答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） カルテの保存についてであります。医師法という法律がありまして、その第24条におきましては、カルテは5年間保管しなければならないというふうな規定がございます。当院では入院カルテについては昭和28年の開院当初からずっと保存しております。ですから入院については原則として残っているということとあります。ただ、その数が非常に膨大でありますので特定のカルテを探すということには相当な時間がかかります。

以上でございます。

議長（明智忠直） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） そうすると、また新たな相談者があるとなるとこれは日数ではかなりの時間がかかるということで考えてよろしいでしょうか。1か月くらいかかるのでしょうか。

議長（明智忠直） 質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） いろいろご相談の内容にもよるんだらうと思います。まず、不明の方はC型肝炎ウイルス抗体を調べていただいて、これがマイナスの場合はまずご心配はないということです。これがもしプラスの場合はその後でそのカルテを探すということになると思います。だいたいの日付が分かっている方が、多分10年、20年くらい前のカルテだと割合容易に探せると思いますが、もっと前だとちょっと分かりませんし、そのようなことでありますのでそれほど何か月もかかるという、年金の照合ほど難しくはない、分かると思います。

議長（明智忠直） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） それでは、治療方法についてですけれども、この治療方法というのはインターフェロンの治療ということでいろいろ相談というよりもニュースでやっておりましたけれども、このインターフェロンの治療には保険が適用されるのでしょうか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（明智忠直） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） 治療方法ということでありまして、今、議員ご指摘のインターフェロンという注射の治療法であります。これは週1回行うそういう治療法があるということでありまして、これはただC型肝炎のウイルスの量によって6か月または12か月間の投与というようなことで治療を行うようであります。その時の効果でありますけれども、効きにくいウイルスのタイプとか、それからウイルスが多いという場合であっても内服薬を併用すれば約50%の確率でウイルスが駆除できるということ、それから効きやすいタイプ、それからウイルスの量が少ない場合、この場合には80から90%の確率でウイルスが駆除できるということであります。

お尋ねは、保険適用はできるのかどうかということです。これについては保険適用ができません。インターフェロンと内服薬合わせて月に6万5,000円程度、これは3割負担として

6万5,000円程度の負担がかかります。内訳としては、インターフェロンという注射が月に3万7,400円、それから内服薬が月に2万7,600円、合わせて6万5,000円程度の保険適用による負担があります。ただ、高額になればその高額医療費制度というものは利用できるという状況でございます。

以上です。

議長（明智忠直） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） 質問の2点目に移らせていただきます。

この病院に問い合わせ、3名という今のところ現在分かっているところでございますけれども、県庁の薬務課が県では相談窓口ということになってはおりますけれども、カルテが存在しているということは、本人また家族がカルテの開示を求めた場合これは当然開示してくれると思っておりますけれども、その中でカルテの開示を求めた時にやはり素人ですので医療用語いっぱい書いてあるので分からないという点があるので、これ見せられても分かりませんので詳しく説明は病院のほうではしていただけるのでしょうか、この点もお聞きしたいと思います。

議長（明智忠直） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） ご希望があればカルテの開示もしております。その時に、まず医師がカルテを確認、内容を見て確認をした上で説明をするという段取りで、当然その希望があればそういう段取りを経てカルテの開示もしております。

以上です。

議長（明智忠直） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） では、質問の3点目に移らせていただきたいと思っております。

この問題というのは訴訟を起こさなければいけないわけですが、弁護士とあまり縁が無い市民の方いっぱいいると思うんです。そこでどうしたらいいか分からないという相談が私のところにも来ているのが事実でございます。

そこで、市としても法律相談が月2回あるわけですが、そのほかにもう1日くらい市民相談をこの本庁内に設けてはいただけないでしょうか。これをお願いしたいと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

議長（明智忠直） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

秘書広報課長（加瀬寿一） それでは、私のほうから法律相談の関係についてお答えしたい

と思います。

法律相談のほうは今無料で市民の皆さんの相続、損害賠償、個人の法的なトラブルでお困りの方を対象に月2回行っております。1回の相談で6人予定しております、月に12人は相談できるような体制をとっております。昨年の例を見ますと、だいたい予定された方の86%、定数の86%、その前の年も見てもちょっと多くても95%の方が実際に相談をやっておりますので、法律相談そのものとしては結構まあまあこの数は適当ではないかなというふうには判断しております。また弁護士先生も結構忙しい中日程をあけてくれておりますので、市のほうの法律相談という窓口ではこの辺が適当ではないのかと思っております。

また、私が答える立場ではないかと思うんですが、薬害肝炎の訴訟の窓口は全国的に弁護士のほうでやっていておりますので、その相談窓口、直接で相談できるかなとも思います。

以上でございます。

議長（明智忠直） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） この相談窓口ですけれども、直接でなくてもこの薬害だけではなくていろいろな市民の相談いっぱい受けるわけです。そうした時にどこへ持っていったいいか分からない場合が多々あるんです。市民の方に聞くと、この市民相談がどこでどうやっているのかはつきり分からないということもございます。素人でいいんですけれども、そこに座っていただいて話をさせていただいてそれを振り分けるようなそういったことができればありがたいなと、窓口を1か所にして振り分けていただければそこからまた新たな道筋ができるのではないかなというふうな思いもするのでございますけれども。

議長（明智忠直） 質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

秘書広報課長（加瀬寿一） それでは、今、相談全般のということでちょっとお答えしたいと思います。

市でさまざまな相談を実は行っております。広報で月1回この相談はいつだよということをお知らせしております。議員ご存じだと思いますが、ちょっとその辺のPRが足りないのかともちょっと今反省したりしながら答えております。いろいろな法律相談だけでなく心配事相談なり健康相談なり、また病院のほうでも相談ございますし、毎月月1回1日の広報にはその辺の日程を載せてございます。また、市のほうへ問い合わせいただければ、このくらいこの相談はではいつどこでやるよと、その辺のお答えはできるかと思います。また、ホームページ上でも載せておりますので、この辺またちょっと電話一本でもいただければすぐ

その部分はお答えできますので、よろしくお願いたします。

議長（明智忠直） 病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） お問い合わせの窓口ということでありますけれども、薬害肝炎に関しては当病院の医療相談室でも対応しておりますので、ご連絡をいただければと思います。

議長（明智忠直） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） 分かりました。

次に、肺炎球菌の件に移らせていただきます。先ほど8,093人が75歳以上の高齢者と伺いました。このうち非課税の世帯、これは何世帯で何人くらいいるのでしょうか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（明智忠直） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） 低所得者世帯、非課税世帯ということですが、これちょっと調べてみたんですが、世帯としての把握は非常に難しくてちょっと把握はできません。75歳以上の市民税の非課税者は6,196人となっております。

以上でございます。

議長（明智忠直） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） 非課税の方が6,196人、かなりの数いるわけでございますけれども、この75歳以上の非課税の高齢者の方にワクチンの補助をたとえ2,000円でもつけていただくことができればありがたいと思いますけれども、その辺のところをお聞きしたいと思います。

議長（明智忠直） 質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） 公費助成についてできるかということですが、高齢者になるにつれて体の抵抗力が衰えて、風邪やインフルエンザをきっかけに気管支が弱っている場合に肺炎球菌が肺まで入り込んで肺炎になりやすいとも言われているんですけれども、肺炎にならないために風邪やインフルエンザ予防が大事であります。風邪は手洗いやうがい、インフルエンザにはワクチンの接種で予防するよう広報等、個別通知で周知しているんですけれども、肺炎球菌のワクチンの接種については高齢者の肺炎による重症化の予防が図られ、医療費の削減につながるという例もございますけれども、これらについては今全国的に見ましても公費助成を行っている自治体については非常にまず少ないという状況ですので、

国・県の動向を見ながら当市にしても一部助成制度については今後検討させていただきたいと考えております。

議長（明智忠直） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） この肺炎球菌というのは聞きなれない言葉ですけども、これやはりお年寄り、高齢者の方にとって非常に大事なことなのであえて質問をさせていただきました。これで認識を持てれば一番いいと思うんですけども、ぜひこの件につきまして検討をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（明智忠直） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、4時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時31分

再開 午後 4時40分

議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

木 内 欽 市

議長（明智忠直） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（11番 木内欽市 登壇）

11番（木内欽市） 11番、木内欽市です。平成20年第1回旭市議会一般質問も既に5名の方々が質問を終えられました。皆さんそれぞれお疲れのことと思いますが、いましばらくお付き合いよろしく願いいたします。

今回私は旧海上中学校の跡地の問題と教育問題の2つについて質問いたします。質問は簡潔に行いますので、執行の皆様にも簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

それでは、順次、通告に従い質問を行います。

まず最初に、旧海上中学校の跡地について2点ほど質問いたします。

この問題については、昨年、解体前の9月の議会の一般質問でも行いました。解体に際し、住民の要望どおりバックネットを残していただき、大変ありがとうございました。住民の皆

さんも大変感謝しております。危険校舎の解体も無事終了し、きれいに整地された跡地を見ますと、前回は申し上げましたが、駅から400メートルの好立地にあるまとまった土地は将来何にでも利用できる新旭市の大切な財産だと思います。地元の住民にとってはこの土地がどのように使われるのか大変気になるところであります。前回の答弁では、売却も考慮に入れながら市の活性化に資するよう今後も検討していく段階で、決定にはまだ至っていませんということでした。跡地利用について、今後の維持管理について、この2点についてお聞かせください。

2番目の質問、教育問題について伺います。

市内20の小・中学校も今月は卒業式、そして間もなく春の入学シーズンを迎えます。保護者の方々にとっては喜びの半面、登下校時、交通事故や不審者の被害に遭いはしないだろうか、勉強についていけるだろうか、友達とうまくやっていけるだろうか、いじめなどに遭いはしないだろうか、さまざまな心配もあろうかと思えます。そこで伺います。

小・中学校の危機管理について、指導方針について、この2点について伺います。

以上で私の第1回目の質問を終わります。再質問については自席で行います。

議長（明智忠直） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

庶務課長（浪川敏夫） それでは、木内議員の最初の旧海上中の跡地の関係のご質問にお答え申し上げます。

まず、跡地の利用でございますけれども、旧海上中の跡地利用につきましては、昨年、旭市土地利用調整会議を2回ほど開催いたしまして協議をしたところでございます。その結果、跡地については、役所内に検討する組織を設けてその土地活用等を検討していくことに決定しております。

なお、旧海上中の校舎等の解体工事は1月末に終了しております。今後は、3月中に電柱、バスケットゴール、国旗掲揚ポール、倉庫、植栽等の外構の解体工事を実施することとしております。また、砂じん対策としましてクローバーの種等をまく予定になっております。

次に、今後の維持管理でございます。今後の維持管理につきましては、これも旭市土地利用調整会議の中で協議をいたしております。体育館や特別教室、駐車スペースなど今後も教育財産として使用していく土地につきましては生涯学習課に所管替えをして引き続いて維持管理をするということでございます。なお、それ以外の土地につきましては普通財産に用途変更をして財政課が維持管理をすることとしております。現在、庶務課において用途変更、

所管替えの手続きをしているところでございます。

以上でございます。

議長（明智忠直） 学校教育課長。

学校教育課長（及川 博） それでは、木内議員の教育問題についての2点についてお答え申し上げます。

まず、学校における危機管理についてでございますが、危機管理及び危機における対応としましては、迅速かつ適切な対応を第一と考えております。そのため、より正確でより多くの情報収集に努め、迅速な報告、連絡、相談、確認ができるよう、日ごろより学校と教育委員会との連携を図っております。また、学校内及び学校と教育委員会との緊急連絡体制づくりに努め、休日や夜間等さまざまな場合への対応もできる体制を進めております。また、適切な対応をするため、関係機関などへの協力依頼や必要に応じて保護者への周知等、事故防止及び問題の拡大防止にも努めております。このように、学校と教育委員会を軸に警察、関係機関とも連携し、現在迅速かつ適切な対応に心がけた危機管理の対応に努めているところであります。

続きまして、2点目の指導方針でございますが、木内議員のほうで最初児童・生徒の安全面ということを中心にお話ございましたので、生徒指導のほうを中心にお話しさせていただきます。

生徒指導は、学校におきまして児童・生徒一人ひとりが充実した学校生活を送るために、学習指導と並んで重要な意義を持つものであります。その重要性にかんがみ、各学校では生徒指導の機能を生かしながら学校教育全体を通じてその一層の充実を図っていくことを生徒指導の基本方針と考えております。そして、この生徒指導の充実を図るために、まず児童・生徒の理解に努めること、それからその生徒指導の機能を生かした分かる授業を展開すること、それから豊かな人間関係づくり、それから基本的な生活習慣や生徒指導体制の確立、それから家庭・地域及び関係機関などとの連携を図り、問題行動に対しまして早期発見・早期対応を行うことを基本として生徒指導の充実を図る取り組みを現在行っております。

以上でございます。

議長（明智忠直） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） それでは、再質問を行います。

中学校の跡地利用についてでございますが、検討していくということでございますが、ちょっとお尋ねをいたします。この地区は当然無指定地域でございますので、住宅、商業、工

場、ありとあらゆるものが建てられます。今現在芝生や土などで、当然土ですけれども、約3万平方メートルの広い空き地でございます。大雨の時などは一時的に雨水をためる遊水地のような役目も現在果たしております。この土地が無秩序に開発されますと、今まで集中豪雨の時などはこの一帯は下水の水があふれ、車の通行もままならない状況になる地域ですので、その辺のところは幾らか想定されているのかどうか伺います。

議長（明智忠直） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） 海上中学校の跡地につきまして、今、庶務課長のほうからございましたように、生涯学習課のほうで目的を持って残す部分以外については目的を失うということで、当然普通財産の管理という形で財政課のほうで管理をすることになります。木内議員おっしゃいましたようないろいろな問題があるというのも承知をしているわけですが、今まだここを何にどうするという部分がまだ出ておりません。当面は普通財産ですので暫定としての軽微な利用というようなことは考えられますけれども、そのような形で、例えば売却とかしてそこに何かができるしまって排水がますます困るというようなこともあろうかと思えますけれども、まだその段階までは検討のほうはしていない、これから20年に民間の方を入れた中でのそういった検討委員会みたいなものを早速作って、いろいろな角度から検討していきたいなという状況でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（明智忠直） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） まだちゃんとした計画が無いということですので、ぜひまた再質問で今質問いたしますけれども、たまたま防災計画を見ますと旧海上中学校の跡がヘリコプターの基地ということで今位置付けをされております。大変こういって使ってもらうのはいいことだなと思って質問するんですが、たまたま現在再整備計画が進められております旭中央病院にも当然ヘリポートございますけれども、仮に成田空港でテロだとか大規模な飛行機事故が起きた場合に当然中央病院がその役目を果たすわけです。そのためのヘリポートでございますけれども、1か所では当然足らなくなると、そういった点も併せて、そういった面での利用もまた頭に入れた上での検討をお願いしたいと思います。飯岡バイパスが今中央病院の東西線できますと2キロちょっとです、距離にして。救急車だと2分か3分で中央病院に搬送ができるわけですから、そういった意味での利用もぜひお考えいただけないでしょうか。

議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） 一つのご提案として受け止めさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（明智忠直） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） それでは、この件に関しては最後の質問になりますけれども、それまでの間にあの敷地を住民が使う場合にどの程度までなら使っているのか、ここではっきり言ってしまうとまた使えなくなると困るんですが、ジョギングだとかキャッチボールだとか、ゴルフの練習はだめでしょうけれど、その辺はどの程度まで、差しさわりのない範囲でお願いします。

議長（明智忠直） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） 先ほど木内議員のほうからもバックネットを残していただいたということで、まさにそのとおり残してあるわけでございまして、ただ、普通財産ということになりますと行政財産とはちょっと違ってまいりますので、あくまでも暫定、限られた利用ということで、その使い方を特化してまいりますとこれはもう行政財産とまさになってまいりますし、それからそういった使い方が定着化するとそれがもう既成事実となるという可能性もございますので、ですから、そういった中である程度暫定でこのくらいであればという形のものを決まりましたらまた広報等でもお知らせしたいとは思いますが、そういった形で、あくまでも暫定という形で限定をさせていただきたいと思います。

以上です。

会議時間の延長

議長（明智忠直） ここで、会議時間の延長についておはかりいたします。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（明智忠直） よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

木内欽市議員。

11番（木内欽市） その辺は了解をいたしました。

続いて、(2)の今後の維持管理でございますが、先ほどの答弁ではクローバーをまいていただけるとのことですが、これは大変いいことだなと思っています。実は昨年、解体前の状況ですが、夏場とかもう雑草が伸びて1メートル以上に伸び放題になっていました。そうすると、私どもここにいるというか旧海上の方々、自分も育て、そして自分の子どももお世話になった母校が草だらけになっているのは大変忍びないんです。それで、あと当時新しい中学校ができるということで用地を安く提供してくれた地権者の方々も近所にいるんです。ですから、そういう方々も公共事業ができるということで買収に協力したのに荒れ放題になっているのは忍びないと、こういう意見が出ています。ですから、今後の維持管理は、昨年はどういうわけでああいう具合になったか分かりませんが、草刈り等は当然利用する団体も自分たちでやっていただくように進めていただくと同時に、市のほうでも草だらけになるまでほっておくというようなことはないでしょうね、その点、1つだけお聞きしておきます。

議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） 普通財産として一定の部分が財政課のほうで管理するということになります。先ほども申し上げましたように、特別教室の裏のほうについてはクローバー等をまいて砂じん対策ということでこれはもう早速やられます。あの運動場部分についても確かにすぐ雑草でいっぱいになりますので、この辺については近隣の方にも迷惑をかけないように財政課のほうで最低限その草刈り、そういったものについては配慮してまいりたいと思います。

ただ、先ほど木内議員も申されましたように、使う団体がございましたらそちらのほうにもひとつご協力いただいて、ボランティアとしてやはり一緒にやっていただく、そういった形の仕組みを少し考えてまいりたいということで考えております。

以上です。

議長（明智忠直） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） それでは、続いて教育問題について再質問を行います。

先ほど課長からはご答弁をいただきましたが、ちょっと具体的にでは質問を一つ、二つさせていただきます。

危機管理ということでいろいろございますけれども、冒頭申し上げましたように、登下校時に交通事故に遭いはしないだろうか、不審者には会いはしないだろうかという心配がござ

います。当然今子どもたちには防犯ベルを全部これ持たせていると思いますけれども、子どもにはどのように持たせているのかということなんです。どのようにかというと、例えばランドセルの中に入れておいたり、あとランドセルの後ろによく結び付けている子どもがいますが、これではいざという時使えないんです。ですから、そういった意味でのどんな具合に持たせているのか分かりますか。

それともう一点、お年寄りの方々が一緒に登下校時歩いてくれていたのを昨年くらいまで見受けていたんですが、今年はあまり見ないんですが、そういうことは今はあれですか、無くなってしまったのでしょうか、その2点お願いします。

議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（及川 博） それでは、お答えさせていただきます。

まず、防犯ブザーの携帯する場所、位置ということだと思いますけれども、これにつきましては、小学校ではもしもの場合に対応できるようにということで、一番多いのはランドセルのひもの部分、この部分につけてすぐにひもが引けるとかそういうような防犯ブザーが使えます。それからあとかばんのわきの所に防犯ブザーにフックがついていますので、そのわきにやはりひもの部分があるんですけれども、革の、そういう部分にもつけたりして要するにすぐに使える場所に携帯させると、そのようにしているところです。

それから、当然防犯ブザーをもらっても使えなければいけませんので、当然それを年に何回か実際に使ってみると、そういうようなことも行ったりしております。

それから、お年寄りの方が子どもたちと一緒に登下校という話がございましたが、これは各学校によってさまざまですが、実際にお年寄りと一緒にいて毎日やっているという所はないかと思いますが、その時期によって、あるいは集団下校時に教職員やPTAがついたりそのようなことで登下校の安全を確保していると。あるいはよく皆さんご存じのとおりで、エンジョイパトロール隊とかあるいは防犯の方々がパトロールなりそういう役割を果たしてくれていると、そのようなこともございます。

以上でございます。

議長（明智忠直） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） 防犯ベル、ここにランドセルの前の、これはやっぱり一番いいみたいです。ぜひそういうのを徹底していただきたいと思います。ブザーで周りの人が来てくれなくても、その大きな音だけで加害者が退散したという事例が幾つもありますので、やはりふ

だんいざという時に鳴らすということで、これは定期的に子どもたちにやったほうがいいのかなと、こう思っています。

それとあと当然これは電池ですから電池が切れていると鳴りませんので、そういった面での点検も入学式の時とかに担任から子どもたちに言っていただければいいのかなと思います。

それとあと今ネット社会で、子どもたちを有害サイトから守るためにはどのようにしているのかちょっと伺います。

議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（及川 博） それでは、お答え申し上げます。

有害サイト対策をどのように行っているかというご質問でございますが、まず、学校におけるパソコンにつきましてはフィルタリングがされており、有害サイトにアクセスできない状況にあります。各小・中学校ではこれまで情報教育や学習指導においてパソコンの基本的な使用方法やインターネットなどの使用を中心に情報モラルについての指導も、携帯電話の使用方法についても一部指導しているところであります。小・中学生の携帯電話につきましては保護者が買って与える状況にありますので、有害サイト対策については、各小学校へ保護者が集まる機会などを活用しての携帯電話におけるフィルタリングサービスの利用の呼びかけをお願いしております。また、有害サイトにかかわるパンフレットやリーフレットなどを各学校に配布し、有害サイトから児童・生徒を守るための資料提供も行っております。

なお、昨年7月には富浦小学校におきまして携帯教室を実施し、その中でフィルタリングサービスの利用によりトラブルを避ける方法を学習したということも聞いております。

以上でございます。

議長（明智忠直） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） 結構やっていただけるんだと今考えています。もともと出会い系サイトというのは、人と人との出会いを目的としたサイトです。ですから、この出会い系サイトで知り合って結婚したりそういったいい面もあるんですが、中には、第三者の中には悪用する人が後を絶ちません。援助交際などがそのよい例だと思いますが、この凶悪化する援助交際の実態例として、出会い系サイトで女子生徒が、これ実際にあった例です。援助交際で相手を誘って、乗ってきた相手に今度は生徒の友達が集団で暴行を加えて、相手の男は現金を奪われてしまったと。援助交際を申し込んできた中年男性が悪いことをしているんだから

警察に届けないだろうということや、一転してこの被害者の女性が加害者になってしまったわけ、逮捕されたわけですから。こういった面のことがあるので、ぜひこういった教育はやはりもうそろそろネット社会ですので学校でも進めていただきたいなと、こう思います。

それでは、最後に指導方針について伺います。

やはりこれも、これは市内のということではないです、誤解のないように。やはり現職が書いた学校崩壊という本によりますと、だいたい原因は子どもたちが変わったとか、あと家庭の躰がなっていない、地域の教育力が低下した、あげくの果てにはマスコミの学校たたき、スクールバッシングがいけないなど、崩壊の原因の多くを教師以外に求めています。これはやっぱりおかしな理屈ではないかと思えます。やはり一日の大半は学校で過ごしておりますので、学校で起こった問題はやはり多かれ少なかれ教師にも責任はあるのではないかなと、このように感じております。

何といっても一番の被害者はその生徒と家族です。相談を私も受けますけれども、もうどうしていいかわからないと。学校の先生はよくやってくれているんだけど、私たちもどうしていいかわからないと、もう両親は憔悴し切っております。ですから、市内では無いでしょうけれども、子どもたちが例えば少年院だとかどこかへ送られてしまうと、こういうことになると、その後の子どもたちは一生そういうレッテルをしょって生きていかなければなりません。就職をしたり結婚したり、子どもができてもそういったのは一生はがれないわけであって、ぜひともそういうことのないようにこれからも家庭と、先ほど課長の答弁でございましたが、綿密に連絡をとって未然に防いでいくということをお願いしたいと思えますが、教育長のご見解を伺います。

議長（明智忠直） 質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

教育長（米本弥栄子） ただいま木内議員のお話のとおりであると思えます。子ども、家庭、地域、マスコミと昔とはそれぞれ違ってまいっておりますので、それらを含めて教師自身が、私が思いますのには情熱と愛情で理想に向かって子どもを守っていかねばならないと思っておりますので、これからも皆様方のご協力をお願いしたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

議長（明智忠直） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） そういうことでよろしく申し上げます。昔と違って子どもたちも家庭

環境も変わってきているわけですから、やはり学校の先生方も指導方針も当然変わってしかるべきだと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（明智忠直） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

議長（明智忠直） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は18日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時10分